

第2期  
住田町子ども・子育て支援事業計画  
(計画期間：令和2年度から令和6年度)

令和2年4月  
住田町教育委員会

# 目 次

第1章 計画の概要.....	4
1 計画策定の背景と趣旨.....	4
2 計画の位置づけ.....	5
3 計画の期間.....	5
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状.....	8
1 統計による住田町の状況.....	8
2 ニーズ調査結果の概要.....	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
1 計画の基本理念.....	30
2 計画の基本目標.....	30
3 計画の体系.....	31
4 基本目標について.....	32
第4章 基本目標ごとの施策の展開.....	34
基本目標1 子どもの健やかな育ちをみんなで支えるまちづくり.....	34
基本目標2 妊娠期、出産期、育児期における切れ目ない支援.....	37
基本目標3 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援.....	41
基本目標4 子どもの心身への健やかな成長のための教育環境の整備.....	45
基本目標5 子育てに配慮した生活環境の整備と安全の確保.....	48
基本目標6 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	50
第5章 支援事業計画における量の見込み及び確保方策.....	52
1 保育の必要性の認定について.....	52
2 教育・保育提供区域の設定.....	53
3 子ども・子育て支援給付の量の見込みと提供体制の確保.....	53
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	55
5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携.....	62
6 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携.....	62
7 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	63
8 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	63

第6章 計画の推進体制.....	66
1 子ども・子育て会議.....	66
2 関係機関との連携.....	66
3 進捗管理.....	66

# 第1章

## 計画の概要

---

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速に進行する少子化に対応するため、子ども・子育て支援の様々な取り組みが進められています。しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は、子どもや子育て家庭の数だけ、それぞれのライフスタイルや価値観があり、それらに伴う課題やニーズがあります。近年では、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育てに不安を抱える保護者の増加等、子育てを取り巻く地域や家庭の状況もまた変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で、子ども・子育てを支援していくことが重要です。また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労等に影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」（法律第65号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（法律第66号）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（法律第67号））に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成27年度から施行され、新制度の下では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭での養育支援等を総合的に推進していくことが求められています。また、平成28年6月には、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議設定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善・多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応に取り組んでいくことが掲げられています。

さらに、子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（法律第64号）が施行、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する方向で動いています。

『第2期住田町子ども・子育て支援事業計画』（以下、「本計画」という）は、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、また、前回計画である『住田町子ども・子育て支援事業計画』（以下、「前回計画」という）の進捗状況を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。本町における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実のほか、母子保健事業、特別な支援を必要とする子どもや子育て世帯への支援施策の展開等、子どもを取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた計画を定めるものです。

なお、本計画は「住田町総合計画」の「子ども・子育て」施策に関する部門を構成する計画であり、「第9次住田町教育振興基本計画」等諸計画との整合性を保ちながら推進していくものです。また、これまで取組を進めてきた前回計画の考え方を継承するとともに、「母子保健計画」、「放課後子どもプラン」を兼ねるものとします。

## 3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5年を一期とした計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本町の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
住田町 子ども・子育て 支援事業計画	見 直 し	本計画期間					次期計画期間				



## 第2章

# 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

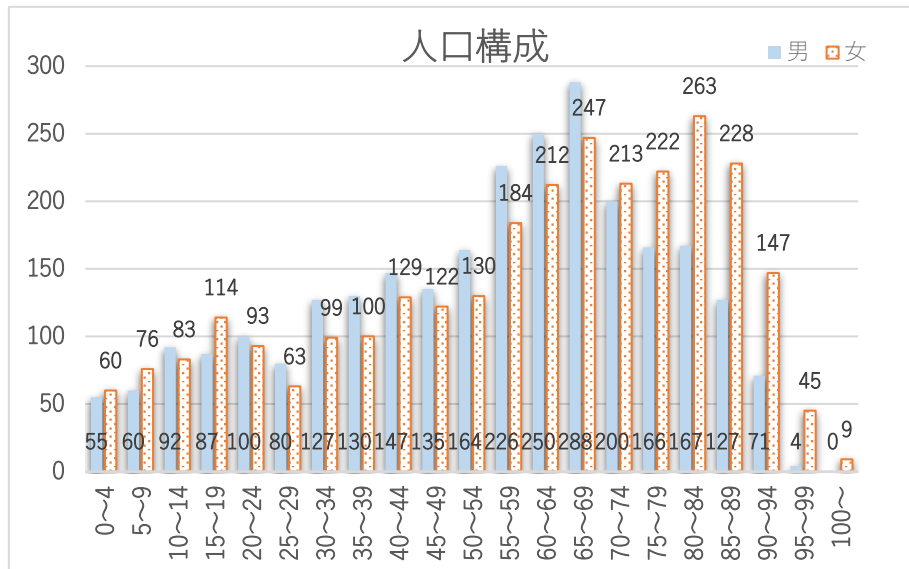
---



## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

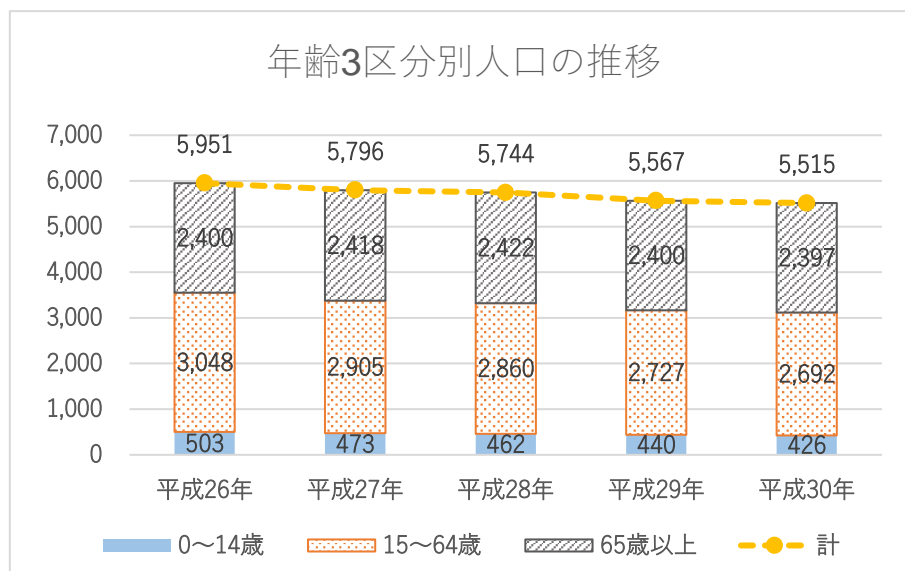
### 1 統計による住田町の状況

#### 1. 人口構成



出典:「住民基本台帳」(総務省)

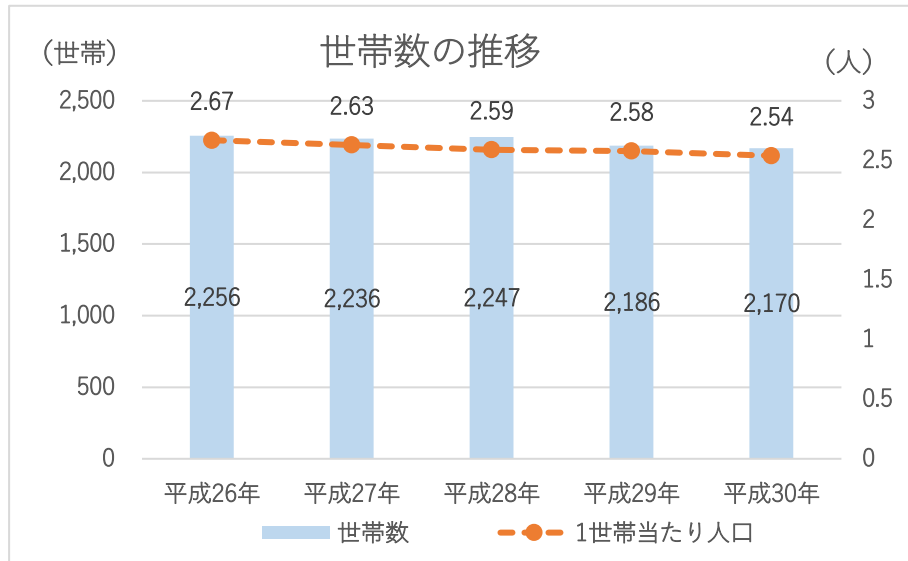
#### 2. 年齢3区分別人口の推移



出典:「住民基本台帳」(総務省)

全体人口は年々減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口(0~14歳)が、徐々に減少しているのがわかります。高齢者人口(65歳以上)は、平成29年度以降からわずかに減少傾向にありますが、全体の約4割を占めています。

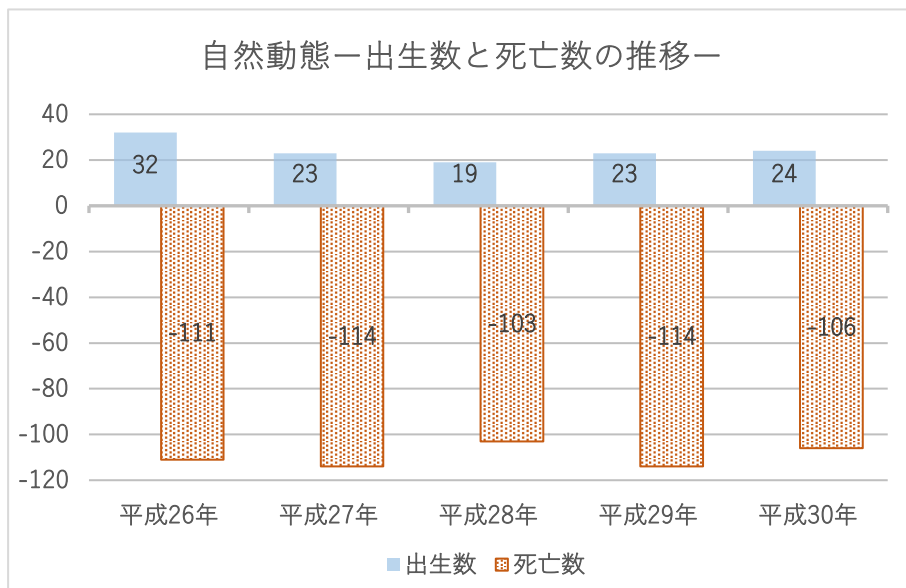
### 3. 世帯数の推移



出典:「住民基本台帳」(総務省)

世帯数は、増減を繰り返していますが、1世帯当たり人口は減少傾向にあります。

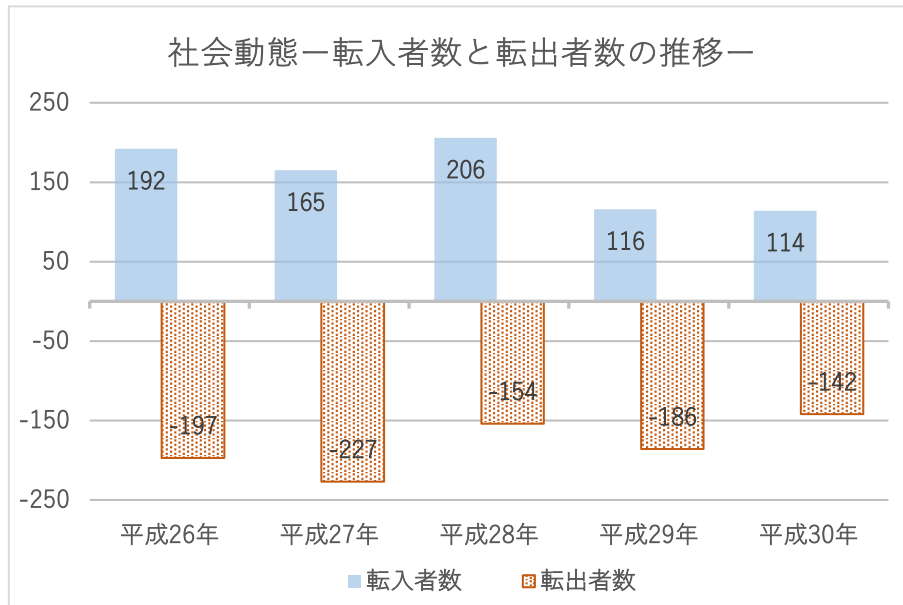
### 4. 自然動態—出生数と死亡数の推移—



出典:「住民基本台帳」(総務省)

出生数を見ると、平成26年に32名となったのを最後に、その後は20名前後で推移しています。一度、平成28年には20名を下回りましたが、平成29年以降わずかながらの増加も見られます。死亡数については、毎年110名前後で推移しており、自然動態においても、人口は減少傾向にあるといえます。

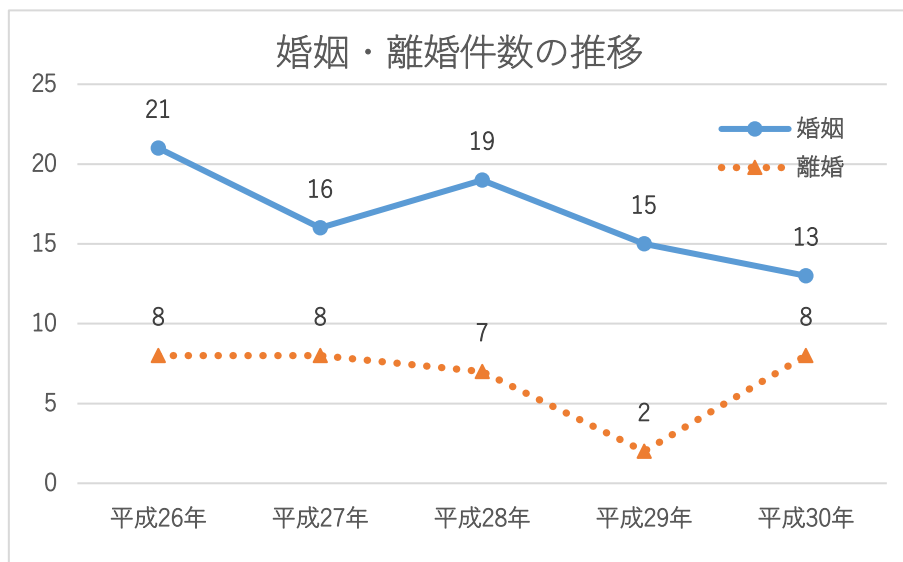
## 5. 社会動態—転入者数と転出者数の推移—



出典:「住民基本台帳」(総務省)

転入者数と転出者数をみると、ともに増減を繰り返しながら推移しています。

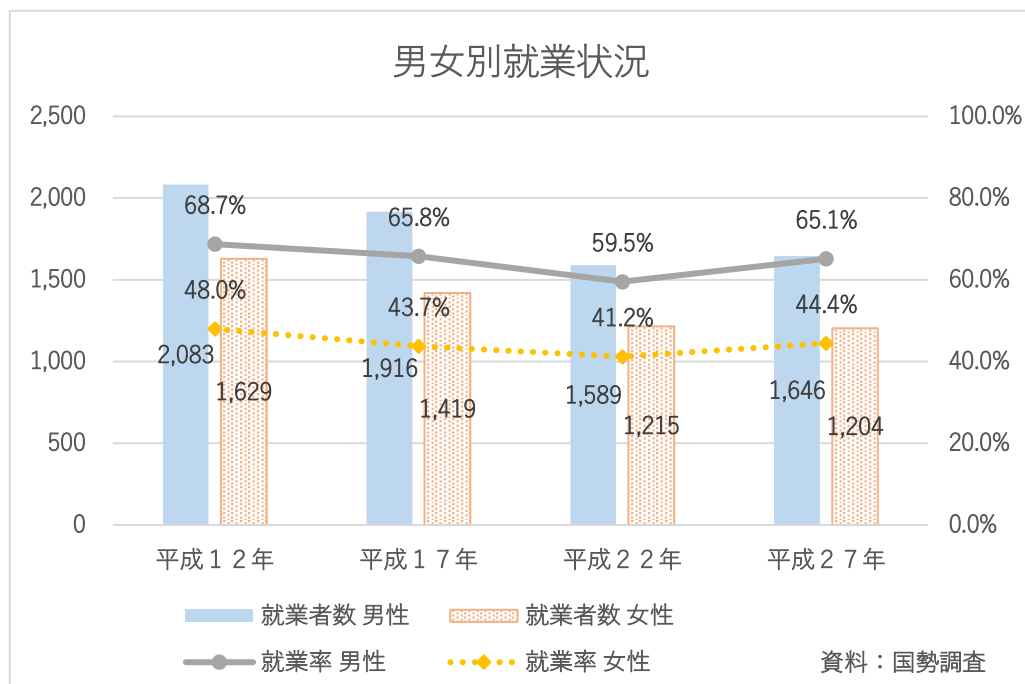
## 6. 婚姻件数と離婚件数の推移



出典:「保健福祉年報」(岩手県)

婚姻件数については、平成26年に増加しているものの、その後は20件を下回る位置で推移しています。離婚件数については、平成29年に大きく下がっていますが、10件を下回る位置で推移しています。

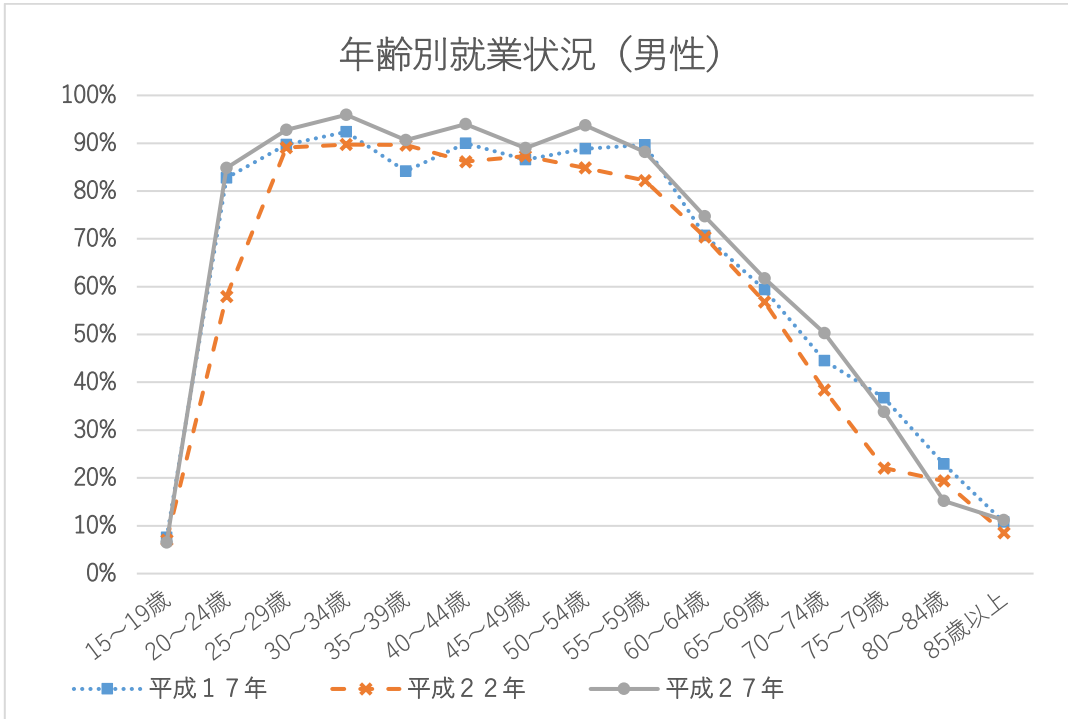
## 7. 男女別就業状況



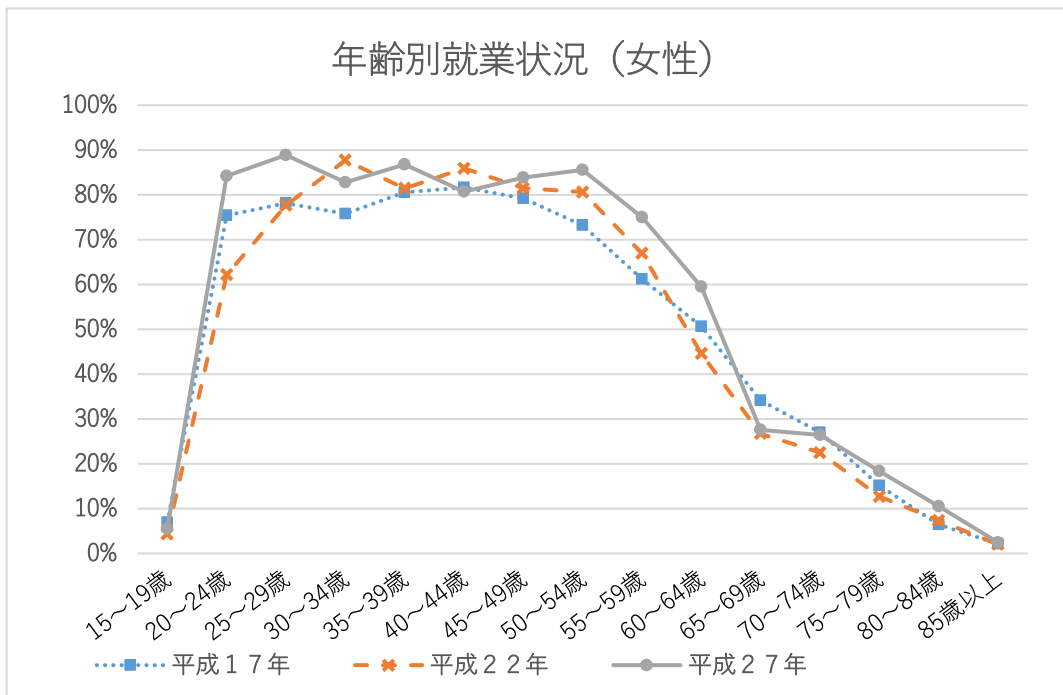
【出典】国勢調査（総務省）

就業率については、男性は約7割、女性は約4割となっています。

## 8. 年齢別就業状況



【出典】国勢調査（総務省）



【出典】国勢調査（総務省）

年齢別で見ると、男性・女性共に、60歳以降まで働く方が多くみられるとともに、子育て世代の就労率の高さがうかがえます。

## 9. 人口推計

### ①子ども人口の見通し

単位：人

推計人口	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口推計	5,321	5,184	5,053	4,935	4,798
0歳推計人口	20	19	19	17	15
1・2歳推計人口	45	46	40	39	37
3～5歳推計人口	68	68	66	70	70
0～5歳推計人口	133	133	125	126	122
6～8歳推計人口	71	66	74	66	66
9～11歳推計人口	98	83	66	65	63

コーホート変化率法により推計

※0歳推計人口=5歳階層毎女子（15～49歳）人口×5歳毎平均出生率

### ②年代別の人口の見通し

※1年ごとの人口推計

単位（人口）：人

		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	
住田町	総人口	5,321	5,184	5,053	4,935	4,798	
義務教育までの 年代	0～14歳	人口	401	370	366	350	330
		割合	7.5%	7.1%	7.2%	7.1%	6.9%
子どもを授かる 中心となる年代	20～44歳	人口	1,011	970	950	925	886
		割合	19.0%	18.7%	18.8%	18.7%	18.5%
労働の中心となる 年代	20～59歳	人口	1,926	1,877	1,807	1,752	1,690
		割合	36.2%	36.2%	35.8%	35.5%	35.2%
高齢者の年代	65歳以上	人口	2,372	2,342	2,302	2,264	2,238
		割合	44.6%	45.2%	45.6%	45.9%	46.6%

住民基本台帳（実績値）より推計

今までの統計をもとに、ここから5年間の人口の推移をみると、2023年には住田町の総人口は5,000人を割る可能性が高いと考えられます。同時に、年齢別にみても、子どもから若い世代についての人口が減少傾向であるのに対し、高齢化率は増加傾向にあると考えられます。

## 2 ニーズ調査結果の概要

### 1. 調査概要

- 調査対象者：住田町内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者  
住田町内在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者

※対象は全家庭とし、「就学前児童」は0歳から5歳、「小学生児童」は6歳から11歳（平成31年4月1日現在）を対象としています。

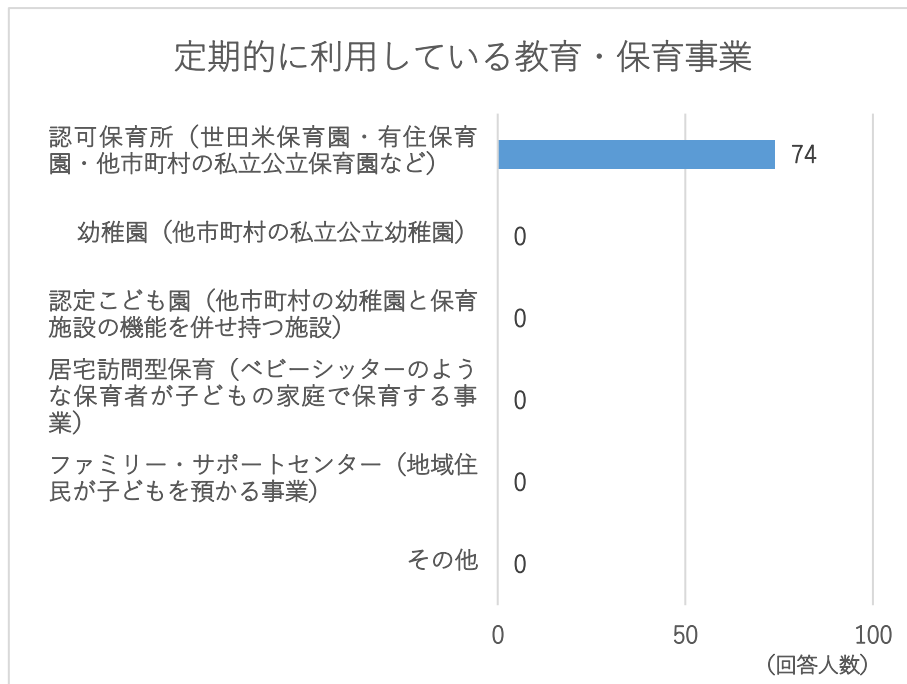
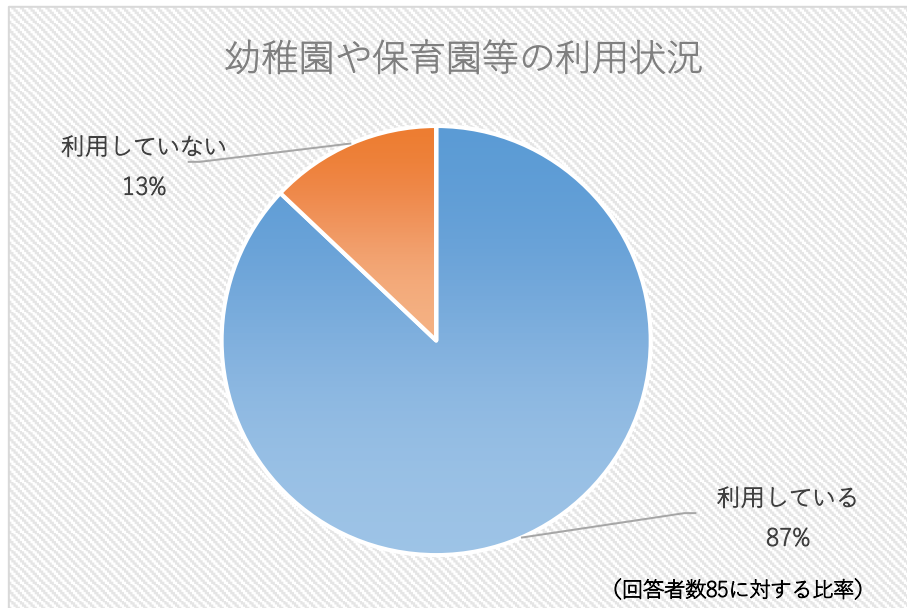
- 調査期間：令和元年6月13日～令和元年7月5日

- 調査方法：保育園・小学校を經由し配布・回収／郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	105件	85件	81.0%
小学生児童	136件	111件	81.6%

## 2. 結果概要

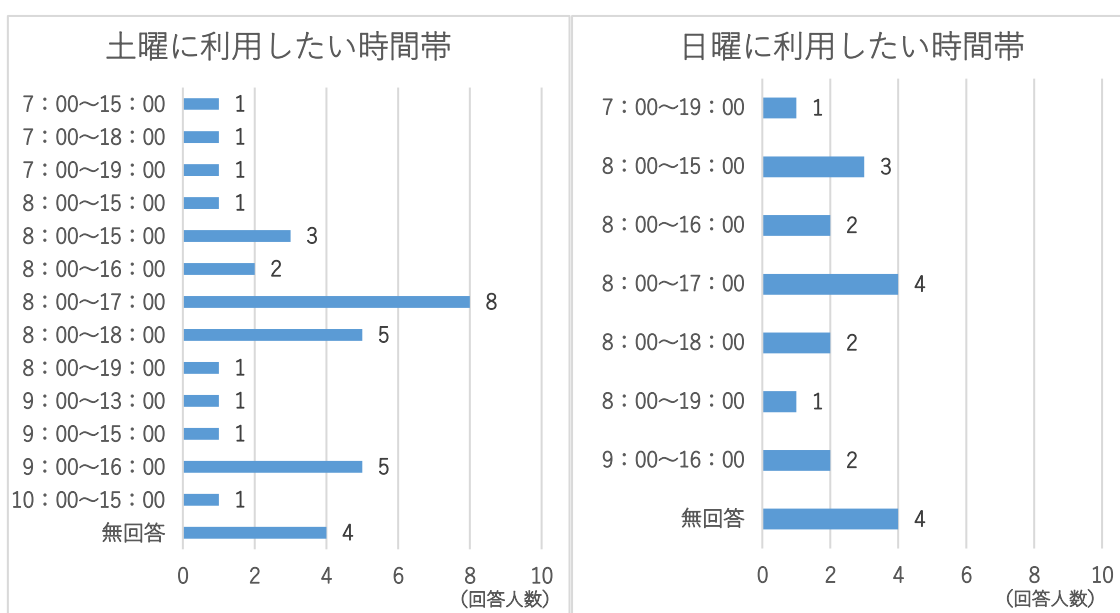
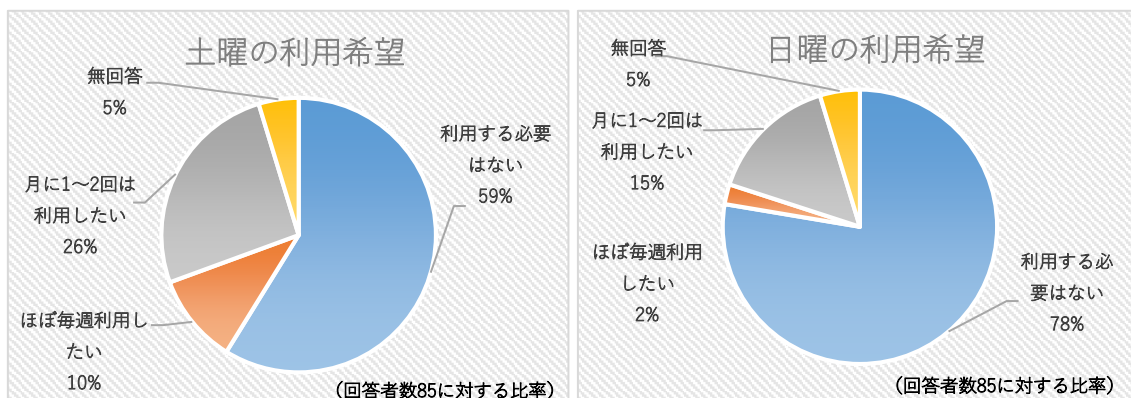
### (1) 定期的に利用している教育・保育事業（就学前児童）



大部分の方が定期的にご利用しており、全員が「認可保育園」を利用しています。就労世帯の増加や、祖父母世代の就労率の高さなどから、今後も継続的な保育施設の利用が見込まれます。

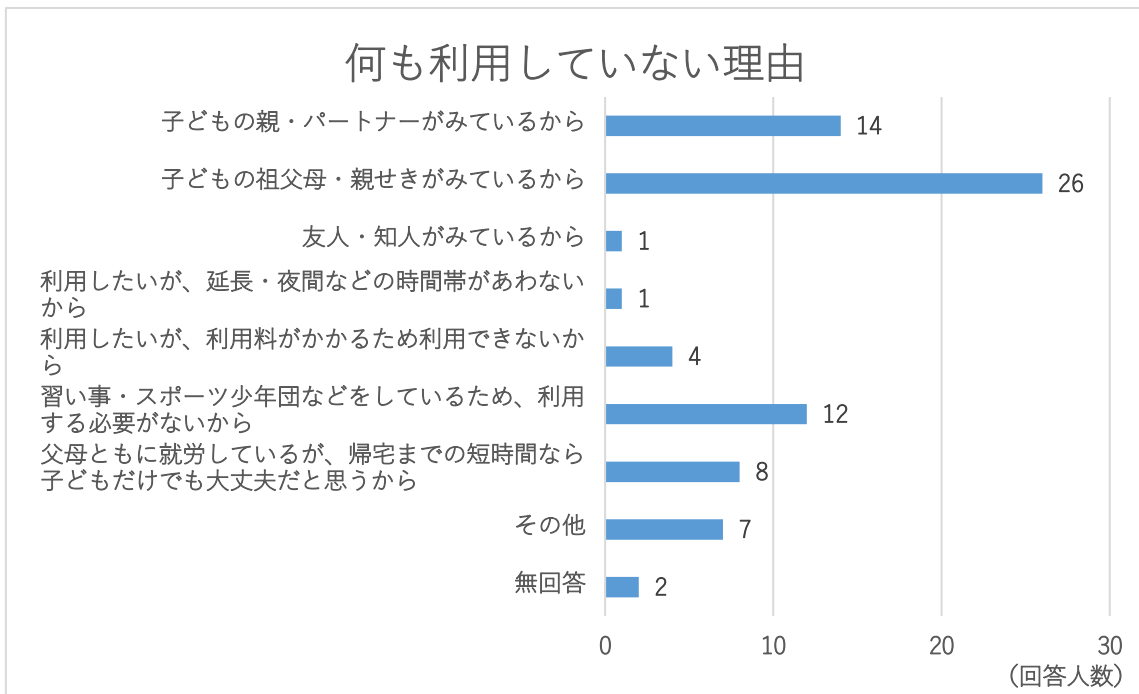
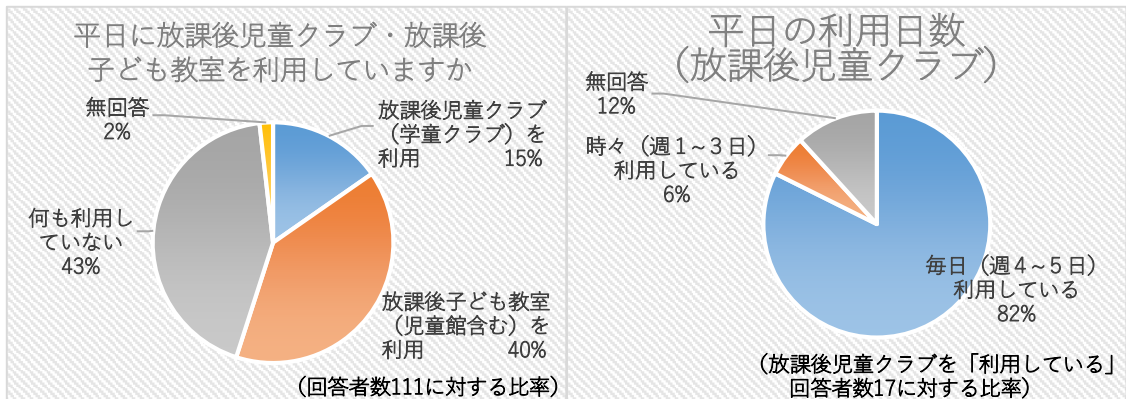


## (2) 土曜日・日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前児童）



土曜日と日曜日・祝日の利用希望においては、半数以上が利用する必要がないと回答していますが、对象的に36%（ほぼ毎日利用したい10%+月に1~2回利用したい26%）の割合で土曜日に利用したいというニーズがあり、日曜日・祝日においても一部の世帯で利用を希望するなど、休暇中の教育・保育事業のニーズが少なくないことがうかがえます。

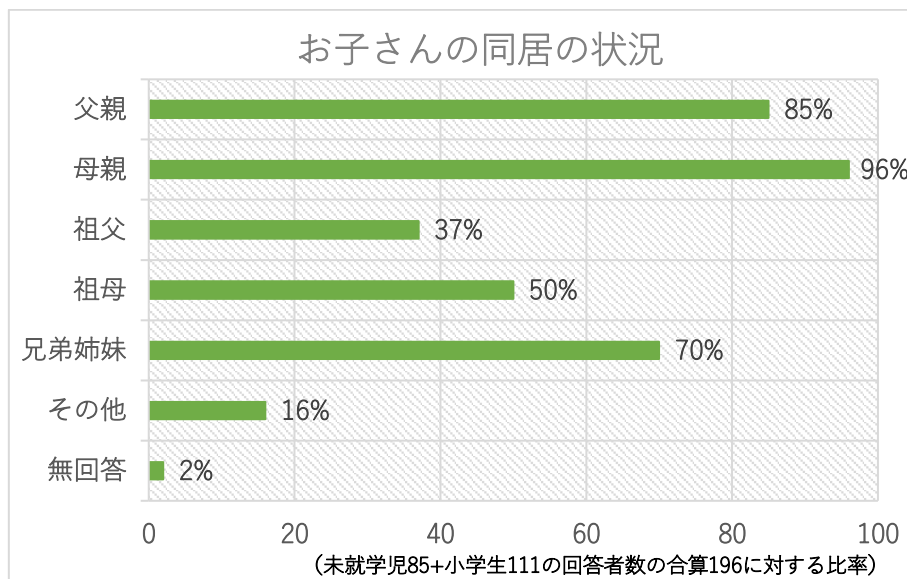
### (3) 放課後の過ごし方 (小学生児童)



放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ・放課後子ども教室」の利用は、あわせて55%となっています。放課後児童クラブや放課後子ども教室を利用していない場合、その理由として「親やパートナーがみている」、「祖父母がみている」がほとんどですが、「習い事やスポーツ少年団などをしている」というものもあり、放課後に自宅外で過ごす児童が多いことがわかります。

#### (4) お子さんや子育てをめぐる環境（就学前児童・小学生児童）

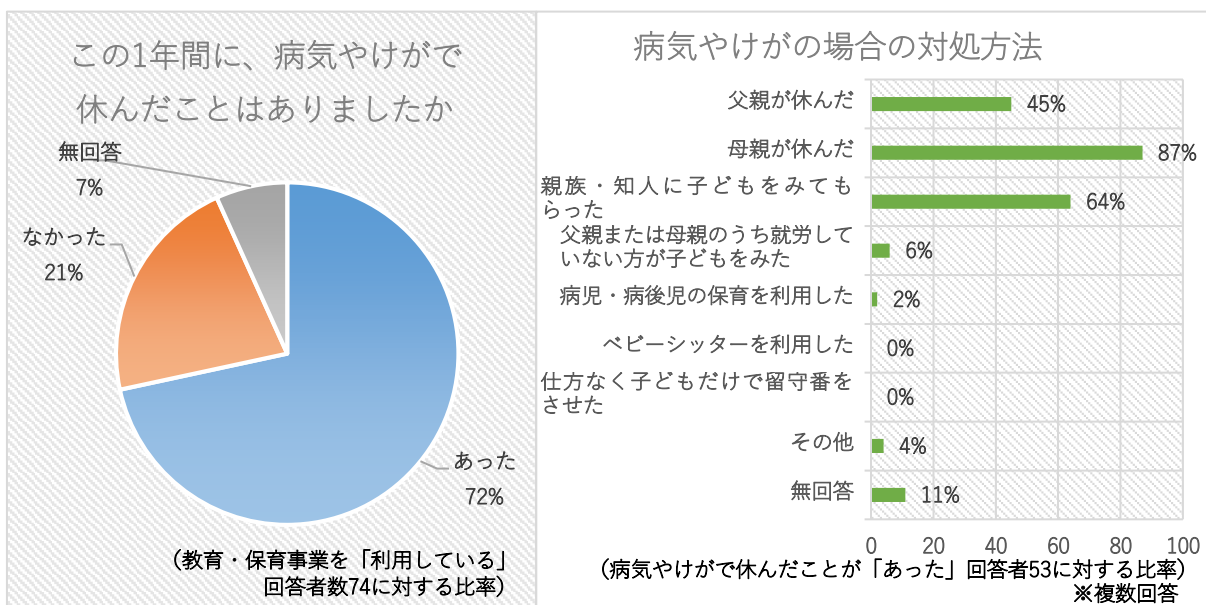
##### ①子育て世帯の状況



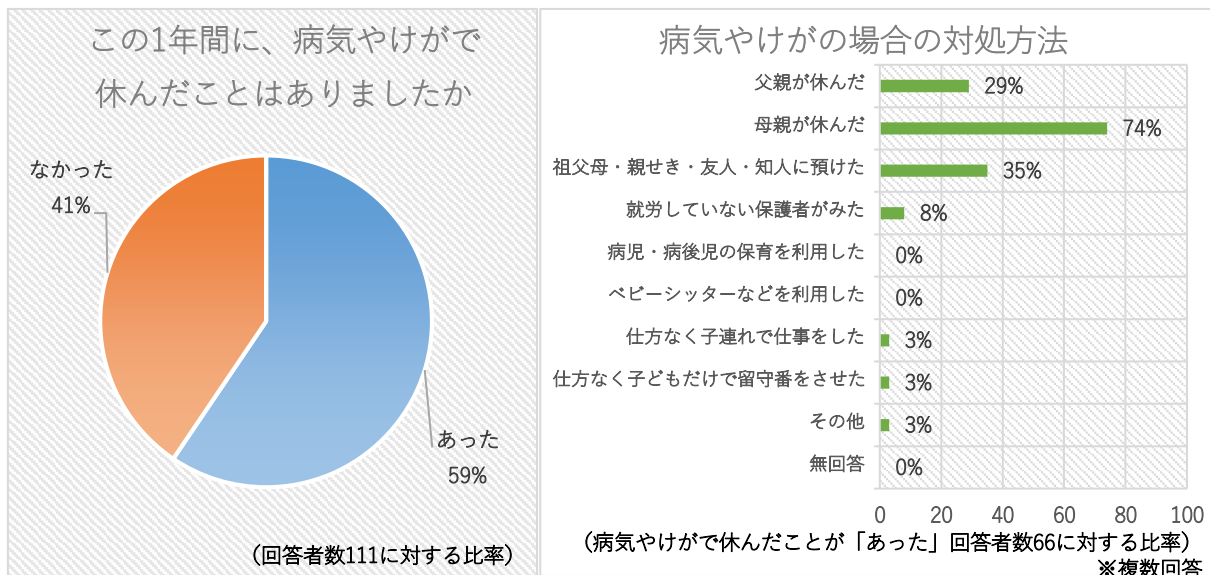
「祖父」との同居は37%、「祖母」との同居は50%となっています。祖父母の同居世帯も一定数あるもの、統計と併せてみても核家族化の傾向は強くなっていると考えます。

##### ②病気の際の対応について

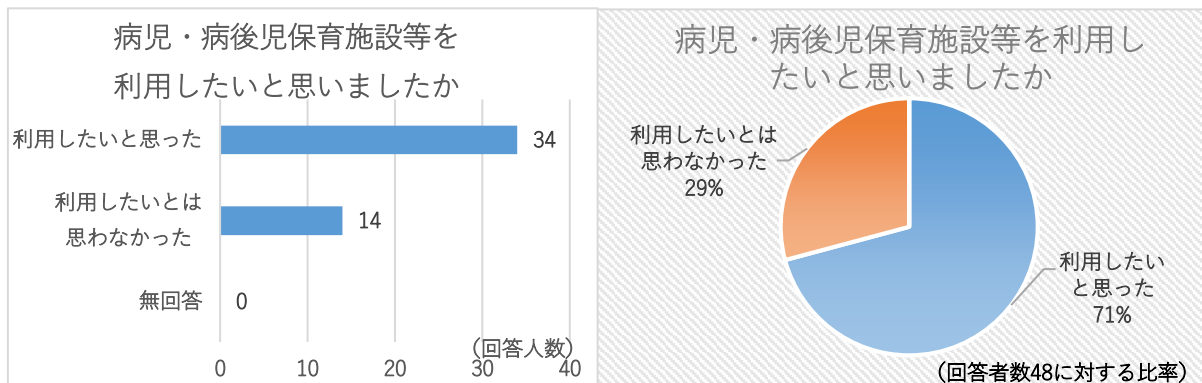
###### ◇就学前児童



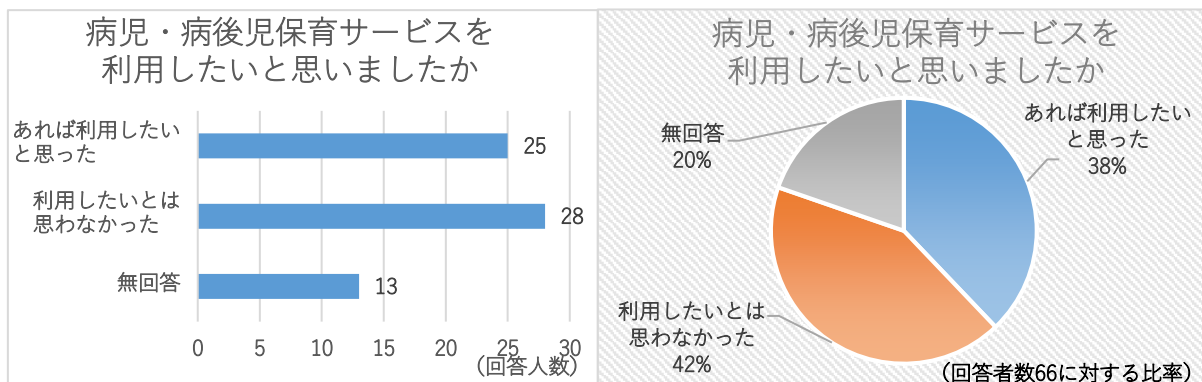
◇小学生児童



◇就学前児童



◇小学生児童



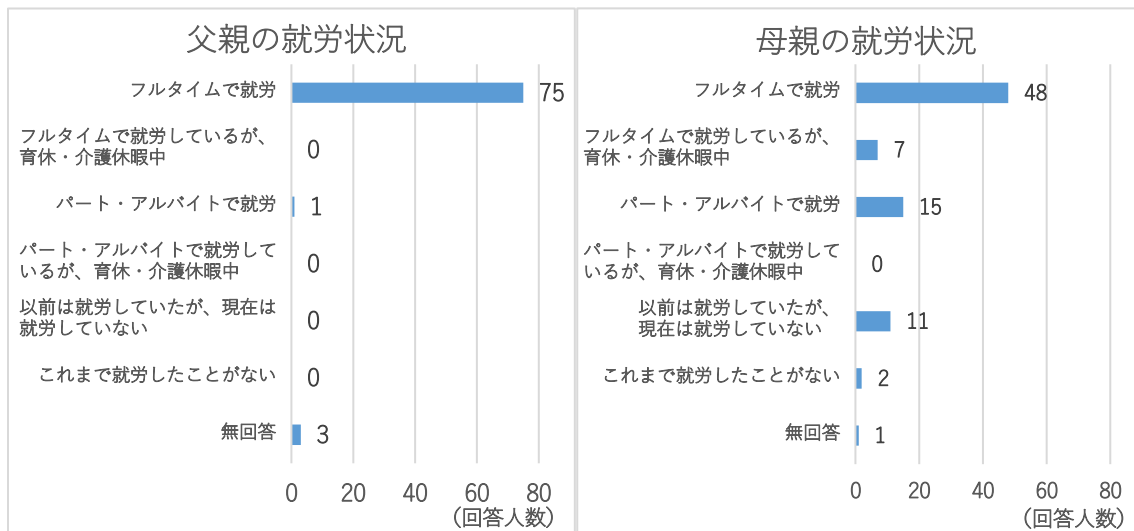
就学前児童の半数以上がこの1年間に、病気やケガで保育園等を利用できなかったと回答しています。そのほとんどが、父母または親族が仕事を休むなどして対応しています。

また、その際、病児・病後児保育の利用をしたいと思った保護者は38%で、病児・病後児保育のニーズの高さがうかがえます。

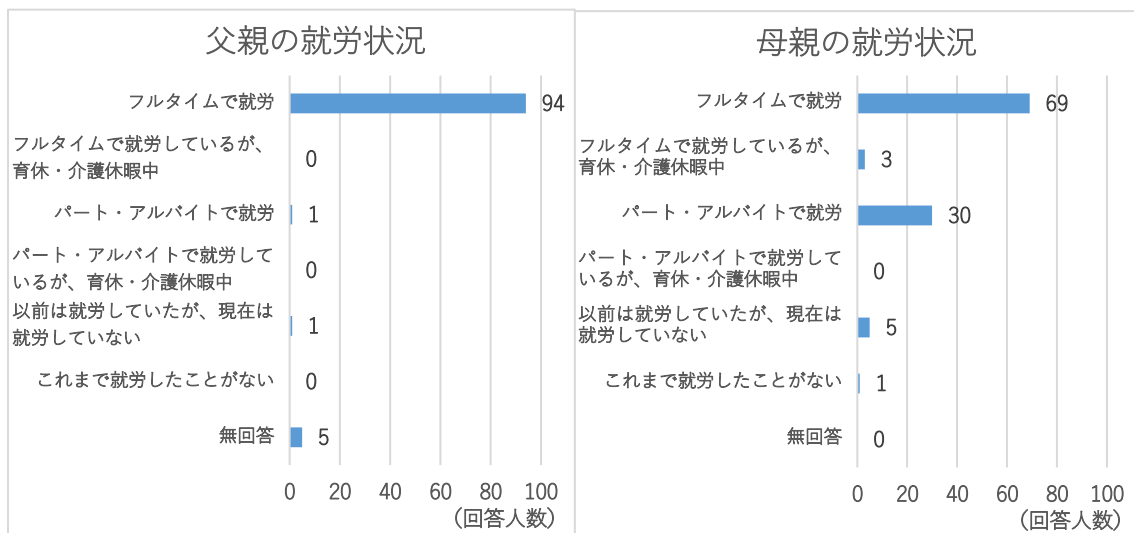
## (5) 家族の就労状況

### ① 父母の就労状況

#### ◇ 就学前児童



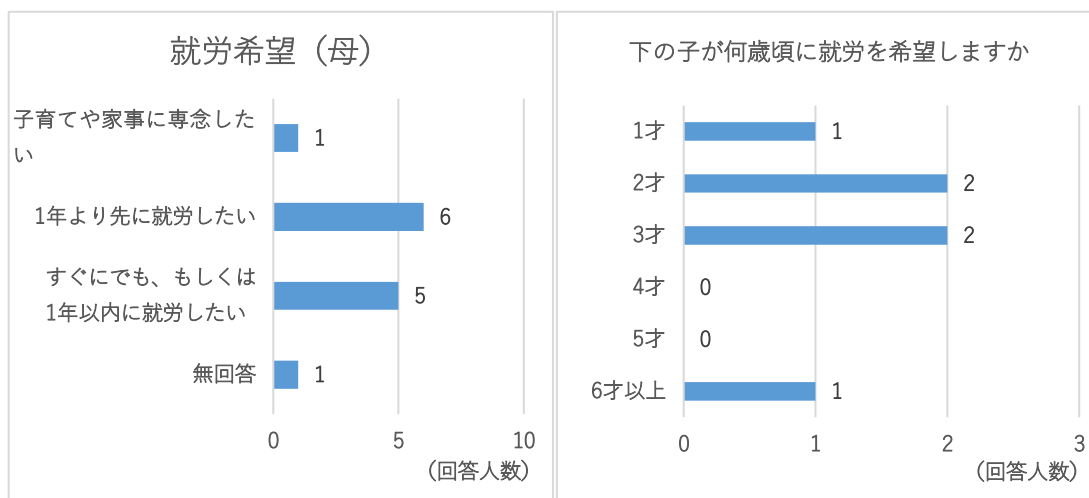
#### ◇ 小学生児童



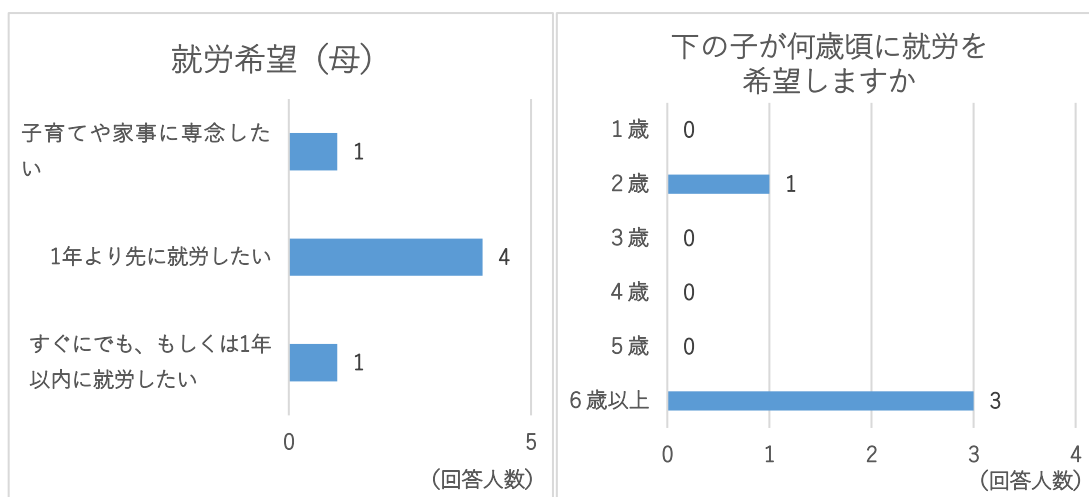
家族の就労状況は、就学前児童世帯、小学生児童世帯ともに、ほとんどの世帯の父親がフルタイム就労となっています。母親もフルタイム就労が大部分を占めており、次いでパート・アルバイトによる就労となっています。就学前児童、小学生児童の保護者ともに、就労意識が高いものとなっており、現在の保育園入所率の高さ、放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用ニーズの高さがうかがえます。

②現在就労していない世帯の就労希望

◇就学前児童



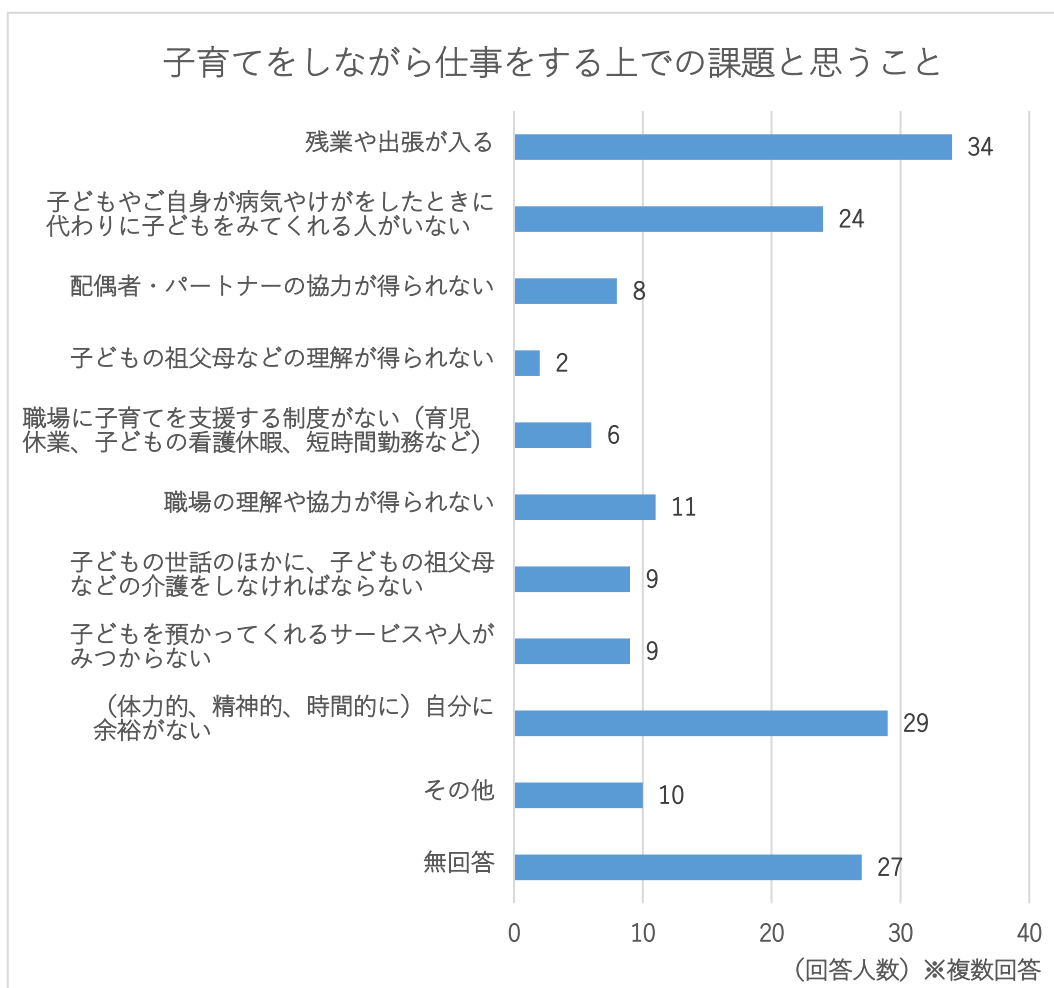
◇小学生児童



現在就労していない世帯についても、いずれは就労したいという希望があり、就学前児童については、3歳未満児での就労を希望している保護者もいます。小学生児童世帯については、下のお子さんが、小学校入学すると併せての就労希望が多く、やはり放課後の児童の過ごし方や居場所作りが必要となることが考えられます。

#### ④子育てをしながら仕事をする上での課題

##### ◇小学生児童



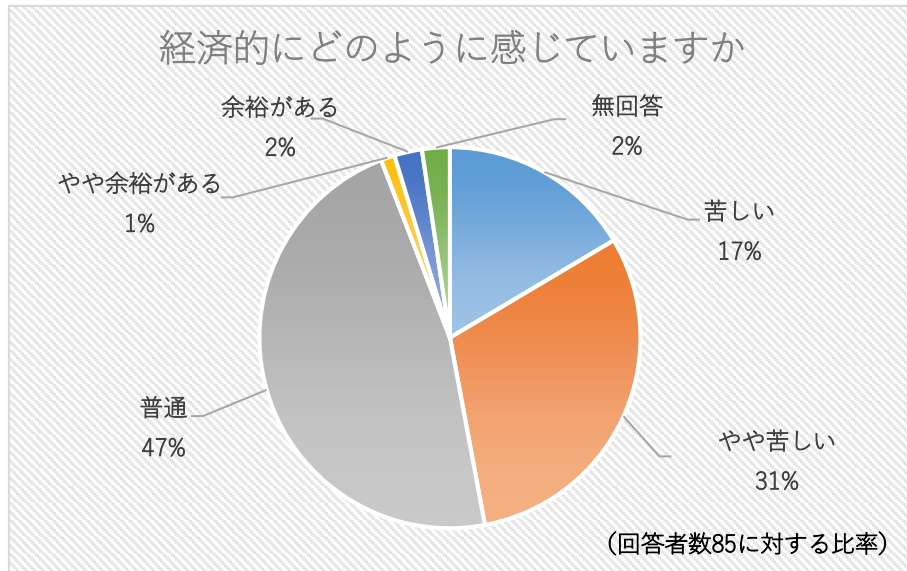
また、子育てをしながら仕事をする上での課題としては、「残業や出張が入る」が一番高く、平日日中の業務以外の就労との両立が課題となるようです。

次いで、「(体力的、精神的、時間的に) 自分に余裕がない」、「子ども自身が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいない」と、父母自身の身体的、精神的なサポートや緊急時の子どもの保育・教育の場が必要であることがうかがえます。

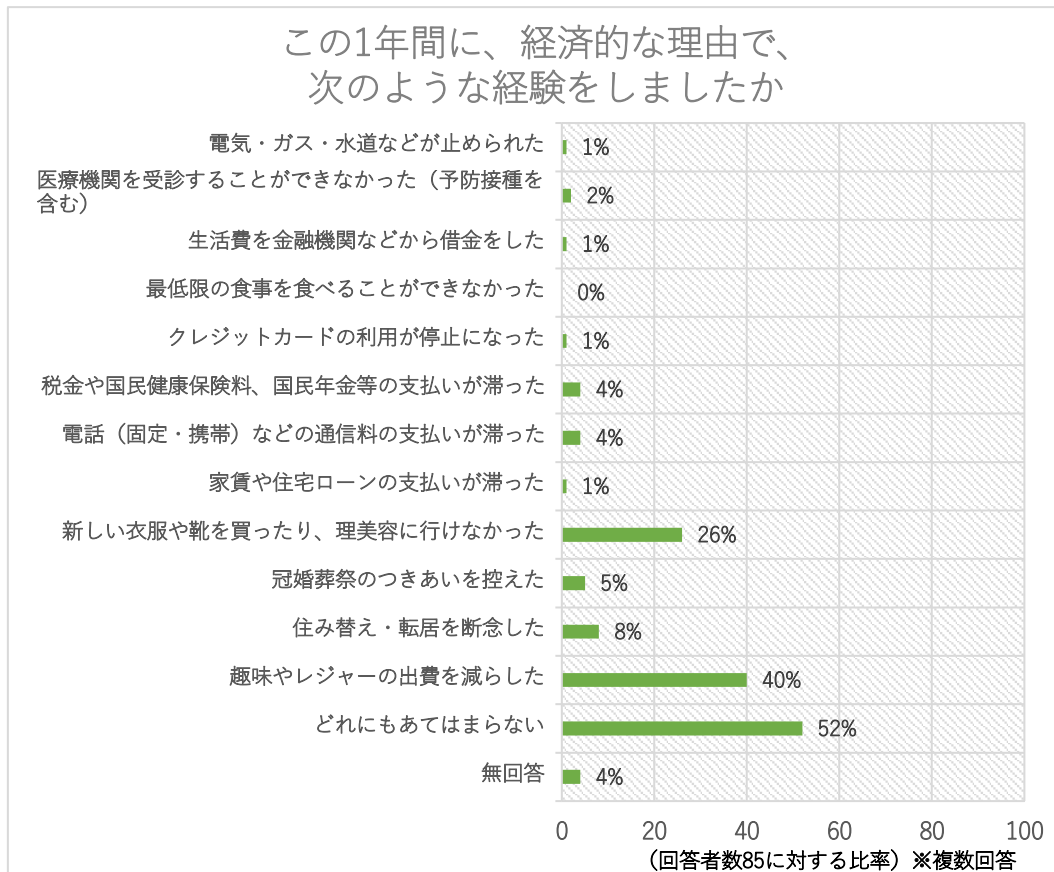
## (6) 子育て家庭の経済状況

### ①子育て世帯の経済状況

#### ◇就学前児童

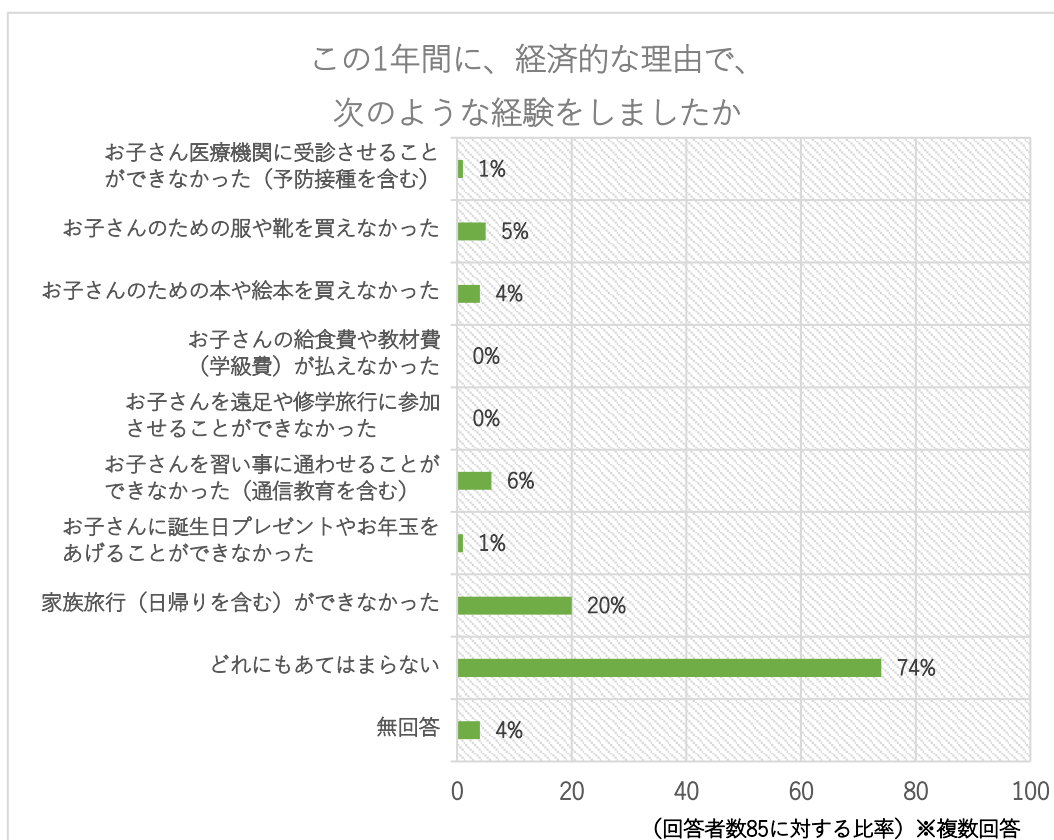


### ②経済的理由による世帯の負担（就学前児童）





### ③経済的理由における子どもへの負担（就学前児童）

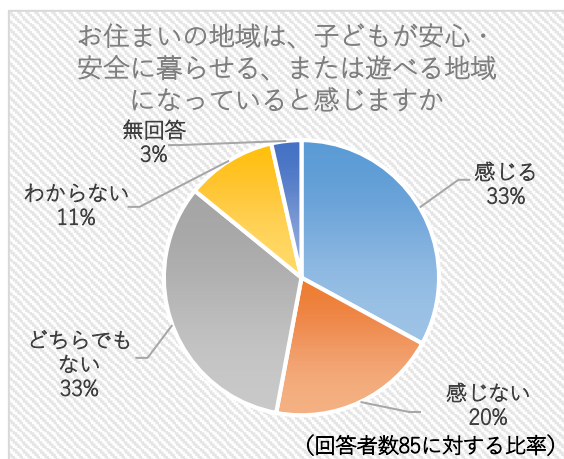


子育て家庭の経済的状況については、「普通」と回答している世帯が47%であるなか、「苦しい・やや苦しい」と回答した世帯についても、48%を占めています。世帯の経済的な理由により、習い事に通わせられない、衣服や本などが買えないなど経済的負担が子どもに影響を及ぼしている部分もあります。

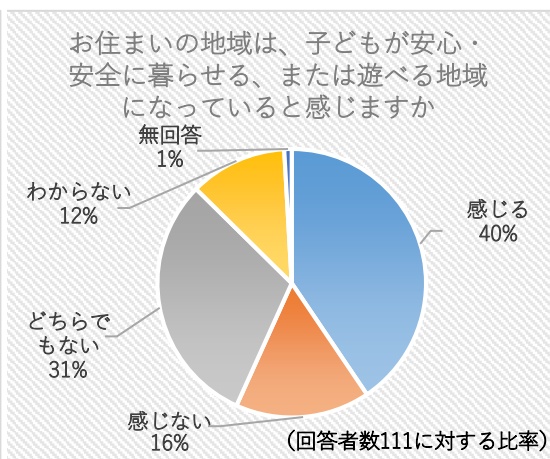
## (7) 地域における子どもの居場所に求めるもの

### ①地域の安全と安心

#### ◇就学前児童

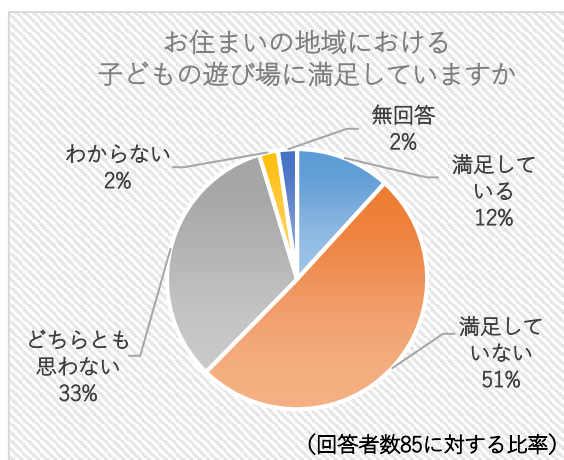


#### ◇小学生児童

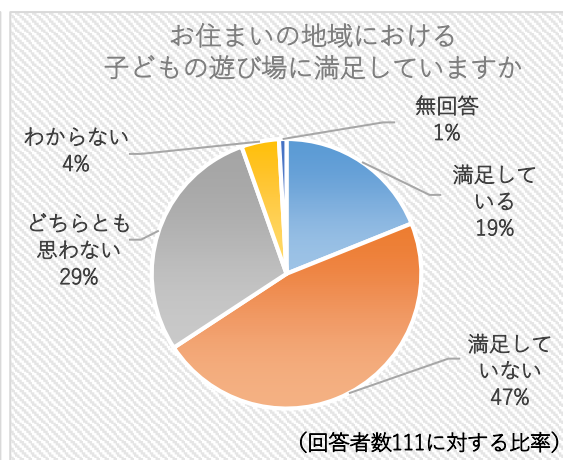


### ②遊び場への満足度

#### ◇就学前児童

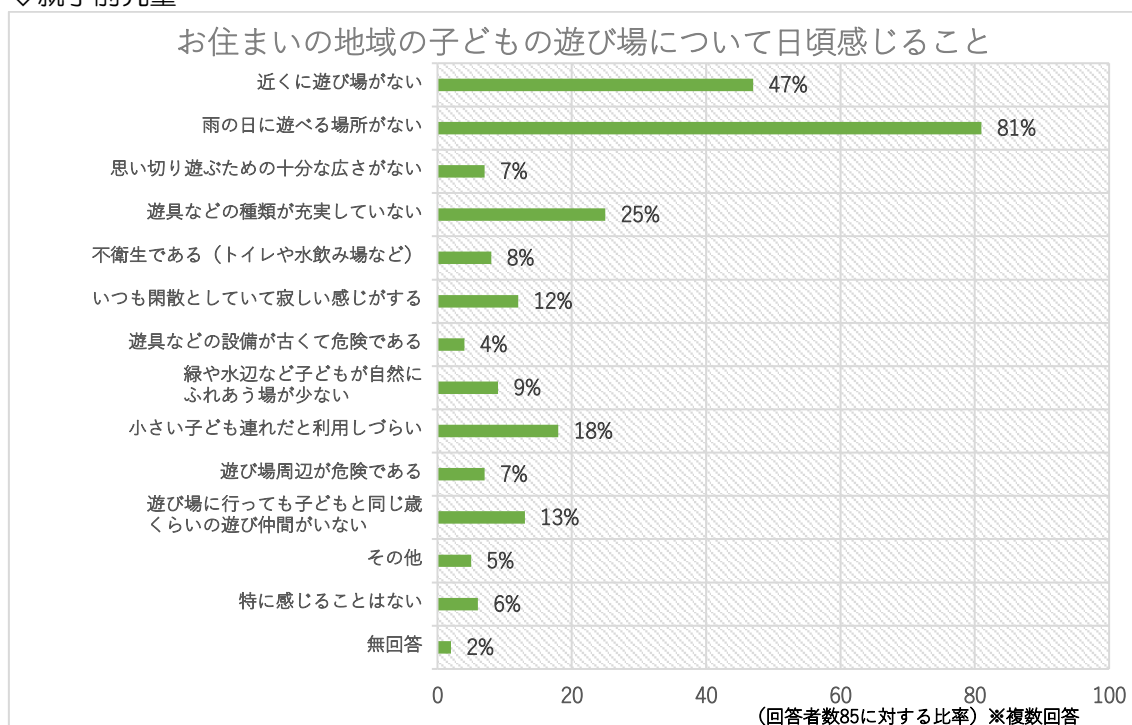


#### ◇小学生児童

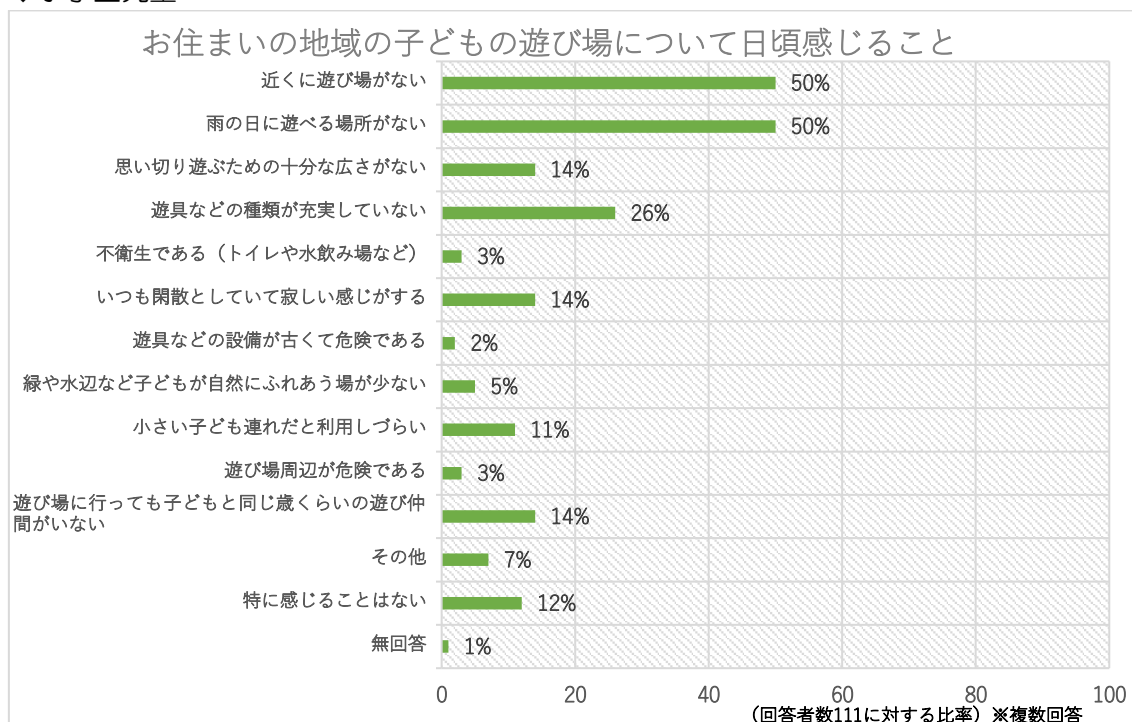


### ③遊び場について感じる事

#### ◇就学前児童



#### ◇小学生児童



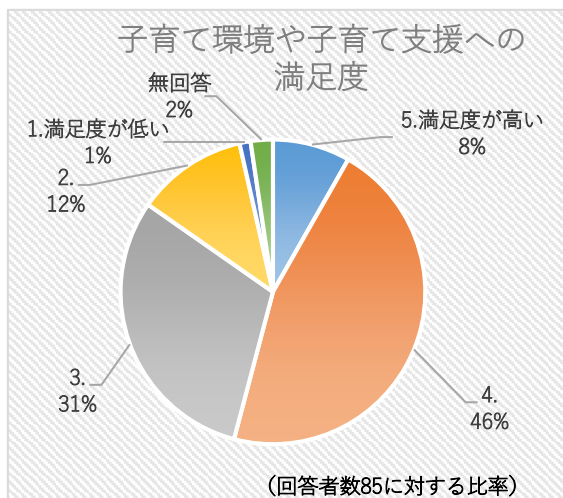
遊び場については、安心・安全に暮らせると感じる人が40%を占めている中、遊び場についての満足度は低く、「屋内・近場」という点が不足している部分と取れます。

また、公園が整備されていても、遊具の種類、小さい子ども連れ、同年代の遊び相手などが満足度に繋がらない部分となっています。

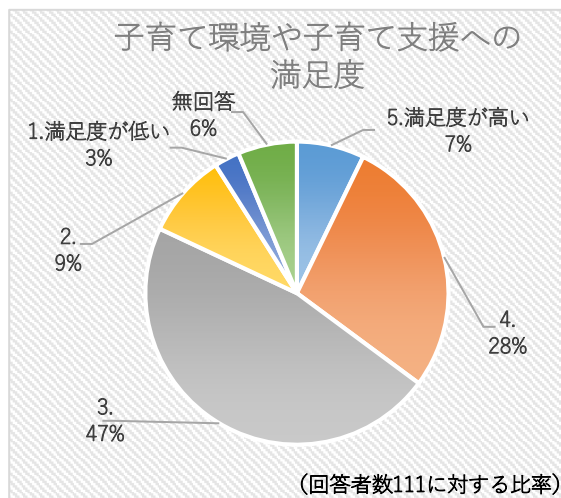
## (8) 本町の子育て支援について

### ①子育て支援への満足度

◇就学前児童



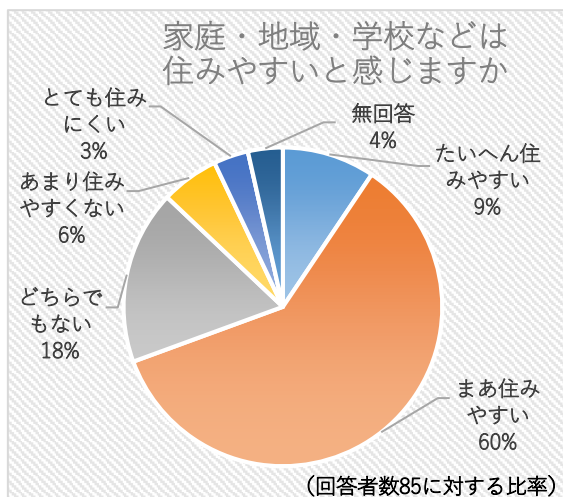
◇小学生児童



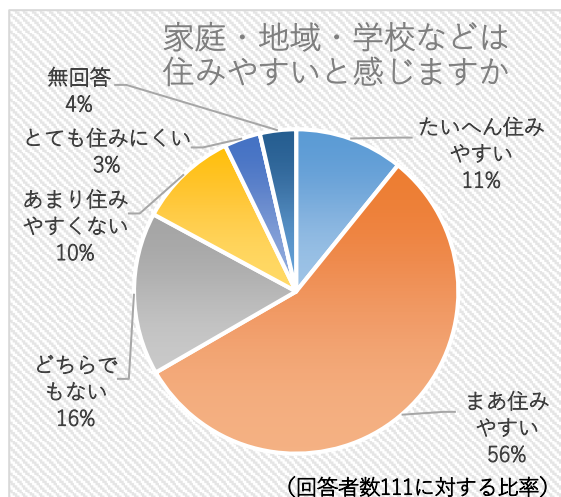
住田町の子育て支援への満足度は、就学前児童世帯で54%の世帯が「満足度が高い」と回答しています。しかしながら、小学生児童世帯になると満足度は大きく下がっており、就学児童世帯に向けた支援の検討が必要と考えます。

### ②住みやすさ

◇就学前児童



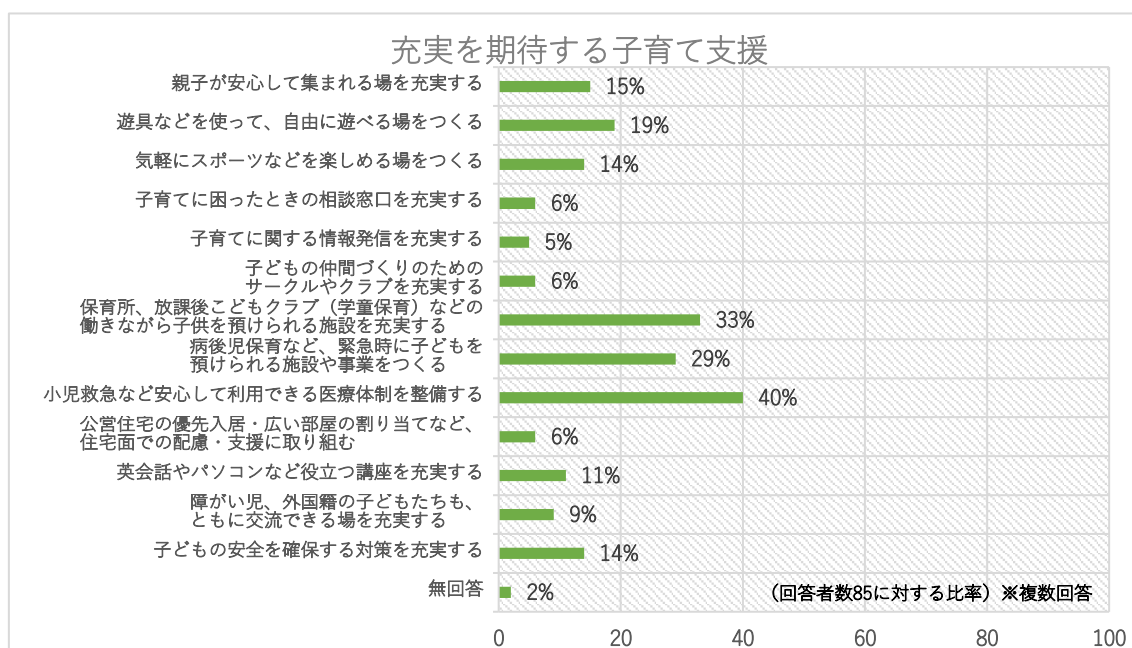
◇小学生児童



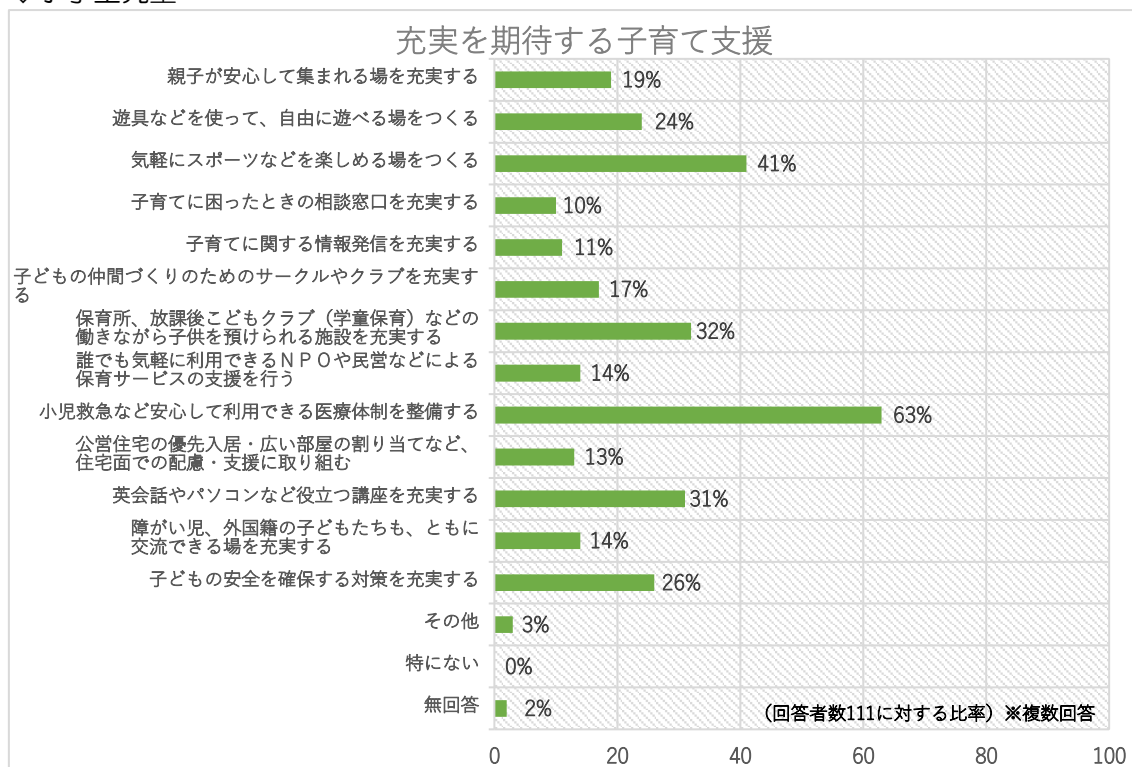
住みやすさについては、就学前児童世帯、小学生児童世帯ともに6割近い世帯が、「たいへん住みやすい・まあ住みやすい」と回答しています。

### ③今後の子育て支援への期待

#### ◇就学前児童



#### ◇小学生児童



これから期待する支援としては、就学前児童世帯、小学生児童世帯ともに「医療面」への期待度が高く出ています。そのほかにも、「遊び場やスポーツ」、「放課後児童クラブや放課後子ども教室」、「病児・病後児保育」といった働く家庭への支援及び子ども居場所対策への期待も大きいといえます。

# 第3章

## 計画の基本的な考え方

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本町においては、前回計画において、「保育園・学校・家庭・地域・行政が連携し進める子育て支援」を基本理念として掲げ、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つまちづくりを目指してきました。

この流れを継承しつつ、社会全体での子育ての環境をより一層充実させていくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

### 豊かな水と緑に育まれ

### 子どもがいきいきと育つ共生のまち 住田町

子どもの健やかな育ちを地域全体で支え、保育園・学校・家庭・地域・行政が一体となり、「子ども・子育て」のための環境の充実を図ります。

また、住田町は、こどもの定義を「乳幼児から高校生まで」とし、幅広い分野において「子ども・子育て」の支援を行います。

### 2 計画の基本目標

基本理念を実現するために以下の6つの基本目標を掲げ、総合的な子育て支援施策の展開を図ります。

- (1) 子どもの健やかな育ちをみんなで支えるまちづくり
- (2) 妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援
- (3) 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援
- (4) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備
- (5) 子育てに配慮した生活環境の整備と安全の推進
- (6) ワーク・ライフ・バランスの推進

### 3 計画の体系

#### 基本方針

豊かな水と緑に育まれ  
子どもがいきいきと育つ共生のまち 住田町

基本目標	施策の方向
1. 子どもの健やかな育ちをみんなで支えるまちづくり	(1) 家庭の育てる力を支援 (2) 保育サービスの充実 (3) 児童健全育成事業の充実
2. 妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援	(1) 子育てに関する相談・情報発信の充実 (2) 子どもや子育て家庭の健康の確保 (3) 学童期、思春期から成人期にむけた保健対策の充実
3. 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援	(1) 子どもの貧困への対策 (2) 子育て家庭への経済的負担の軽減 (3) 児童虐待防止対策の充実 (4) 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実
4. 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備	(1) 保育園から小学校、小学校から中学校への連携強化によるなめらかな教育への移行 (2) 生きる力を育てる教育環境の整備 (3) 次代の親の育成
5. 子育てに配慮した生活環境の整備と安全の確保	(1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
6. ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備



## 4 基本目標について

### 基本目標1 子どもの健やかな育ちをみんなで支えるまちづくり

子どもの幸せを第一に考え、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、相談や情報提供体制を強化するとともに、地域の子育て力を向上させる事業を、住民との共生により各世代の参画と支え合いを基礎として展開します。

### 基本目標2 妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援

母親乳幼児等の健康の確保及び増進を図るため、妊産婦から乳幼児に至るまで切れ目なく保健・医療・福祉・教育の分野間の連携を図るとともに、地域における母子保健施策等の充実を図ります。

### 基本目標3 配慮を必要とする子ども、子育て家庭への支援

子どもや子育て家庭に配慮した快適で安心できる居住環境の整備を進めます。妊婦や乳幼児を抱えた保護者等が気軽に安心して外出できるまちづくりの推進や、子どもたちが事故・事件に巻き込まれることがないように、地域ぐるみで交通安全や防犯対策、有害環境対策等を引き続き推進します。

### 基本目標4 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

保育園児から、小学生・中学生への成長の連続性に配慮し、円滑な保育園から小学校の接続、小学校から中学校の接続を目指した切れ目ない教育・保育体制の充実に努めます。また、次代を担う子どもたちが、こころ豊かに人を思いやる気持ち、基本的な生活習慣やモラル、自立心や自制心を身に着けるための教育を推進します。

### 基本目標5 子育てに配慮した生活環境の整備と安全の確保

家族が共に安全且つ安心して生活できるよう、公園や道路、居住空間などのあらゆる視点で整備・改善します。また、子どもを犯罪から守るべく、学校、家庭、地域、行政が協力しあい関係機関の協力のもと、事件・事故を未然に防ぎ、安全な生活環境が保たれるよう整備に努めます

### 基本目標6 ワーク・ライフ・バランスの推進

子育てと仕事の両立を実現するための取組を住民と行政、企業に対して、啓発・推進するとともに、多様な働き方に柔軟に対応できるサービスの充実を図るとともに、働く家庭に育つ子どもたちの居場所作りを推進します。

すべての子ども権利を守るため、ひとり親世帯や障がいがある子どもへの支援、児童虐待防止に関する取組を十分に行うとともに、関係機関との連携を強化します。

## 第4章

# 基本目標ごとの施策の展開

---

## 第4章 基本目標ごとの施策の展開

### 基本目標1 子どもの健やかな育ちをみんなで支えるまちづくり

#### 1. 家庭の育てる力を支援

##### 【現状】

住田町においても、共働き家庭の増加、核家族化の進行、母親の孤立化、父子家庭の増加など、子育て家庭や保護者への負担が増しており、周囲からのサポートを得ることが難しい家庭が増えています。

そのため、子育てに関する情報の提供や相談体制の周知、親同士が交流を深められる場の提供等、子育て家庭や保護者に向けた、様々な支援が求められています。

##### 【課題】

保護者が親としての子育ての喜びや責任を認識できるよう、交流の場づくりや相談体制を充実させるとともに、多様なサービスを通じて、子育て家庭への負担を減らし、安心して子育てができるよう支援します。

##### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
育児相談の実施	乳幼児とその親を対象に、子育てに関する悩みの相談を行います。	保健福祉課
家庭訪問の実施	子育て家庭に、保健師や支援員が訪問し、幅広い悩みや相談に応じます。	保健福祉課
園庭開放	在宅児童や親等に園庭を開放し、遊び場や交流の機会を提供します。	教育委員会
一時保育事業	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、児童の保育が困難になった場合に、保育に欠ける児童を一時的に預かる保育事業の充実を図ります。	教育委員会
育児支援事業	主に乳幼児を持つ子育て家庭同士の交流、つどいの場を提供する育児支援事業を推進します。	教育委員会
乳幼児教室	親子のふれあいや様々な遊び・体験事業を通して必要な知識を習得するとともに、楽しく子育てができるような仲間づくりにつなげていきます。	保健福祉課
パーム・パームの開催 (乳幼児学級)	子どもたちが、明るくのびやかに育つために、温かい家庭教育環境のあり方、子育てのあり方について学習し交流する場を作ります。	教育委員会

## 2. 保育サービスの充実

### 【現状】

町内には、2か所の町立保育園があり、3、4、5歳児の全員入所による就学前教育の充実化に取り組んでいます。

しかしながら、近年では、出産後、早期に仕事復帰する母親や、共働き世帯が増加傾向や、祖父母世代の就労率が高いことなど、3歳未満児の利用ニーズが増加傾向にあります。

### 【課題】

乳幼児の受入が増加傾向にあることから、保育士の確保を継続して行い、待機児童が発生しないよう、各保育園と連携し受入れ体制の確保を図るとともに、教育・保育に携わる職員の質の向上や関係者間の連携を促進します。

また、すでにある事業の内容の見直しや充実を図りつつ、病児・病後児保育、認可外保育施設入所世帯や家庭保育世帯への負担軽減制度など、新たな事業開始の検討を進め、より良い保育サービスが提供できるよう努めます。

### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
保育園運営の充実	世田米地区と有住地区の2ヶ所で実施しています。利用者の意向に耳を傾け、事業の改善・充実を図ります。	教育委員会
3、4、5歳児全員入所による就学前教育の充実	幼児期の発達の特性に応じ、学校教育のはじまりとして必要な力の育成に努めます。	教育委員会
乳児保育事業	町内の両保育園で0歳児保育を開始しています。また、世田米保育園では6ヶ月からの受入を実施しております。	教育委員会
障がい児保育事業	集団生活が可能な月齢に到達した障がいのある子どもの受入れを推進します。	教育委員会
延長保育事業	保育園の通常開所時間外の保育ニーズへ対応し、利用者の利便性向上を図ります。	教育委員会
一時保育事業（再掲）	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、児童の保育が困難になった場合に、保育に欠ける児童を一時的に預かる保育事業の充実を図ります。	教育委員会
病児・病後児保育事業	現在、町内では実施しておりませんが、今後、実施について調査・検討していきます。	教育委員会
保育所地域活動事業の推進	保育園の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業の推進を図ります。	教育委員会
職員研修の実施	教育・保育に携わる職員の専門性向上を図るため必要に応じて研修を行います。	教育委員会
人材確保	保育園運営に必要な人材の確保に努めます。	教育委員会
教育・保育施設で働く職員のやりがいの醸成	教育・保育施設で働く職員が仕事にやりがいを感じ、長く従事できるよう、業務改善等につながる取組を検討します。	教育委員会

### 3. 児童・生徒健全育成事業の充実

#### 【現状】

共働き世帯の増加や、母子・父子家庭の増加、核家族の増加に加え、祖父母世代の就労率の高さなどから、一人で過ごさざるを得ない子どもたちは増加傾向にあります。また、インターネットやSNSの普及によるコミュニケーションの変化など、子どもを取り巻く環境も常に変化しています。

しかし、仲間づくりや社会性の発達、健康な体づくり、また、将来への選択肢を幅広く示すために多くの機会を子どもたちに提供することが重要となります。

#### 【課題】

子どもが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことが出来る、放課後や週末、長期休暇中の居場所づくりを推進します。

公園の整備を始め、園庭の開放、各地区公民館を利用した遊び場スペースなど、「今あるもの」を生かしたかたちでの支援の強化を行います。

#### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
公民館を活用した子ども向け事業	公民館や児童館を活用した世代間交流、地域文化の伝承活動等を推進していきます。	教育委員会
スポーツ少年団支援事業	スポーツ活動を通し、心身ともに健康な体づくりを目的とした、スポーツ少年団への支援を行います。	教育委員会
芸術鑑賞会の実施	様々な分野の芸術に触れる機会を設け、感受性豊かな心の形成を図ります。	教育委員会
園庭開放（再掲）	在宅児童や親等に園庭を開放し、遊び場や交流の機会を提供します。	教育委員会
公園など遊び場の整備事業	町内にある公園の整備や改修をすすめ、安心・安全に遊べる場を提供します。	教育委員会
公民館を利用した遊び場の提供	町内にある公民館を利活用した屋内での遊び場スペースを提供します。	教育委員会
放課後子ども教室	有住地区の子どもを対象に、放課後の居場所づくりとして、適切な遊びや学習の場を提供します。	教育委員会
学童クラブへの支援	世田米学童クラブの運営支援をおこないます。指導員の資質向上と地位確立のため、研修等への積極的な参加を促していきます。 また、有住地区における学童クラブの設置についても、今後検討をしていきます。	教育委員会
住田高校生の自学自習支援	教育コーディネーターを派遣し、住田高校生の進路指導や、学力向上など、社会に出るために必要な能力の向上に努めます。	教育委員会

## 基本目標2 妊娠期、出産期、育児期における切れ目ない支援

### 1. 子育てに関する相談・情報発信の充実

#### 【現状】

子育てや子育て支援に関する情報の提供を、広報、ホームページ、住田テレビなどを利用していますが、利用の仕方や、情報の詳細など子育て家庭への届け方には、まだまだ改善が必要です。また、子育てに関する相談先として、親族が占める割合が大きく、地域における子育てに関するネットワークの拡大や充実が求められます。

#### 【課題】

子育て家庭が悩みや問題を抱え込むことのないよう、身近な場所でいつでも相談や支援が受けられる環境を整備するとともに、様々な情報提供の充実を図り、妊娠期から出産期、そして育児期までの切れ目ない支援を行います。

#### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
不妊相談の実施	不妊で悩んでいる夫婦に対する相談支援を行います。	保健福祉課
妊婦教室の開催	妊婦の相談や仲間づくりの場を提供することにより、相談しやすい関係づくりを支援します。	保健福祉課
妊産婦訪問事業	妊産婦の家庭状況を把握し、日常生活に即した指導を実施します。	保健福祉課
妊婦だより（マタニティ通信）の発行	通信発行により、妊娠期の栄養・生活等の知識や情報を発信し、出産に向けた安全・安心を支援します。	保健福祉課
乳幼児教室（再掲）	親子のふれあいや様々な遊び・体験事業を通して必要な知識を習得するとともに、楽しく子育てができるような仲間づくりにつなげていきます。	保健福祉課
乳児相談事業	育児不安の軽減を図るため、育児相談・栄養指導等を中心に実施します。	保健福祉課
乳幼児訪問指導	健診や相談等でフォローが必要と判断される乳幼児及びその家族に対して随時行います。	保健福祉課
広報すこやかちゃんの配布	広報を年4回発行し、情報提供を行うことで、よりよい生活習慣の確立を支援します。	保健福祉課
産婦人科・小児科オンライン	スマートフォンで産婦人科医、小児科医、助産師に相談ができる「遠隔健康医療相談」を推進します。	保健福祉課
育児サークルへの支援	育児サークルが行う事業への支援を行います。	保健福祉課
子育て世代包括支援センターの設置	妊娠時から出産後、そして子どもの成長に合わせた切れ目ない支援のため、子育て世代包括支援センターの設置を目指します。	保健福祉課

## 2. 子どもや子育て家庭の健康の確保

### 【現状】

月齢や年齢に合わせた各種健診や教室を開催し、様々な側面から母子の健康を維持、向上させるための支援を行っています。

### 【課題】

安心して子どもを産み育て、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、保健・医療・福祉・教育など、関係各課が連携し、総合的な支援をしていきます。

### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録するための手帳を交付し、安全な出産と母子の健康確保に努めます。	保健福祉課
妊婦教室の開催(再掲)	妊婦の相談や仲間づくりの場を提供することにより、相談しやすい関係づくりを支援します。	保健福祉課
妊婦だより(マタニティ通信)の発行(再掲)	通信発行により、妊娠期の栄養・生活等の知識や情報を発信し、出産に向けた安全・安心を支援します。	保健福祉課
妊婦委託健康診査事業	妊娠中の健康管理と異常の早期発見を図り、安全な出産に向けた適切な保健指導を行います。	保健福祉課
妊婦歯科健診事業	妊娠中及び出産後のむし歯予防の啓発を図り、母子の歯の健康保持・増進を図ります。	保健福祉課
産婦健診への助成	産後の健診にかかる費用助成を行っています。	保健福祉課
こんにちは赤ちゃん事業(新生児訪問事業)	各家庭の生活や育児環境に合わせた相談・指導を実施します。家族を含めた生活環境改善など育児を支援します。	保健福祉課
新生児聴覚検査の費用助成	新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。	保健福祉課
乳児委託健康診査事業	乳児期の疾病及び、発育・発達の異常の早期発見を図り、適切な医療・療育が受けられるよう支援します。	保健福祉課
乳幼児訪問指導	健診や相談等でフォローが必要と判断される乳幼児及びその家族に対して随時行います。	保健福祉課
離乳食教室	離乳食の作り方や、栄養バランスなどの指導を行い、乳幼児の栄養確保に努めます。また、離乳食による悩みや相談を打ち明ける場を提供し、子育ての悩みの軽減に努めます。	保健福祉課
1歳児相談事業	う歯予防を中心に健康教育と育児相談を行います。	保健福祉課
1歳6ヶ月健診	子どもの発達・発育の把握と育児不安の解消に努めます。	保健福祉課

2歳児相談	う歯、予防、子どもの発達。発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	保健福祉課
3歳児健診	子どもの発達・発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	保健福祉課
5歳児相談	う歯予防と子どもの発達・発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	保健福祉課
幼児フッ素塗布	1歳6ヶ月健診と、2歳児相談、3歳児健診の際にフッ素塗布を行い、う歯予防を支援します。	保健福祉課
予防接種事業	「予防接種法」に基づく予防接種を行い、子どもの健康確保に努めます。また、ロタウイルス胃腸炎及びインフルエンザウイルス感染の予防、重症化を防ぐため、予防接種費用を助成します。	保健福祉課
出産祝い金の支給	本町に住所を有し、実際に居住している子育て家庭で、第3子以降の子を出産した場合に、祝い金を支給します。	保健福祉課
産婦人科・小児科オンライン（再掲）	スマートフォンで産婦人科医、小児科医、助産師に相談ができる「遠隔健康医療相談」を推進します。	保健福祉課

### 3. 学童期、思春期から成人期に向けた保健対策の充実

#### 【現状】

学童期、思春期の子どもたちは、成長段階により様々な悩みや問題を抱えています。その悩みをひとりで抱え込むことのないよう、きめ細かい支援が必要となります。

学童期、思春期における保健対策は、学校保健が中心となって実施されており、保健や学習活動において、養護教諭や担任が協力しあいながら計画的に指導を行っています。

#### 【課題】

児童・生徒が心身ともに健全で安心した学校生活を送れるように、関係機関の協力を得ながら、教育相談機能の充実や教職員への支援を図ります。

#### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
健康に関する啓発・学習の推進	学校で行われる授業において、薬物や性についての学習を行い、正しい知識の啓発を図ります。	教育委員会
就学前相談事業	未就学児を対象に就学前相談を随時実施します。	教育委員会
就学時健康診断	次年度就学予定者を対象とした健康診断を行い、就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告やその他必要な助言を行うとともに、適切な就学についての指導に努めます。	教育委員会
食育の推進	保育園や学校において、食に関する知識と関心の醸成を図ります。また、関係者との連携により地元食材による給食の提供を行い、子どもたちに本町の豊かな食材にふれる機会を提供します。	教育委員会



いじめに対する対策の強化	「住田町いじめ防止等の基本的な方針」に基づき、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図ります。	教育委員会
相談機能の充実	スクールカウンセラーやスーパーバイザーを派遣し、教育相談機能の充実を図ります。	教育委員会
家庭や専門機関との連携	子どもたちの多種多様な悩みや、抱える問題に対し、行政・学校・家庭のみならず、スクールソーシャルワーカーや、相談員、医療機関、児童相談所などの専門機関と連携し、児童生徒の諸問題に対し、早期対応に努めます。	保健福祉課 教育委員会
教職員への支援	児童・生徒の悩みに対する助言や生徒指導に関わる問題に対し、教職員に対し、スーパーバイザーやスクールカウンセラーなど専門家による研修等を実施します。	教育委員会
思春期保健事業	思春期における心と体の健康づくりを目的として、中学校では3年生を対象に命の授業（乳児ふれあい体験）、住田高校では全校生徒を対象に思春期保健講演会を実施しています。	保健福祉課

### 基本目標3 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

## 1. 子どもの貧困への対策

#### 【現状】

子どもの貧困に対して、様々な取り組みが行われていますが、経済的な不安を抱える世帯は少なくありません。衣服や本などが買えない、習い事や旅行をあきらめたなど、様々な経済的負担が子どもに影響を及ぼしている部分があります。

#### 【課題】

子どもたち全員が、平等に与えられるべき学習や活動に取り組むことができるよう、教育の支援、生活の支援、そして、保護者に対する就労や経済的支援に取り組めます。

#### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
要保護・準要保護児童・生徒への援助	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育にかかる経費の一部（学用品費、給食費など）を援助します。	教育委員会
奨学金の支給	人物・学業ともに優良な生徒のうち、経済的に高等学校や大学等の進学が困難な生徒に対し、審査のうえ、学資を支給します。 また、必要な要件を満たした場合、返還金の一部を免除します。	教育委員会
経済的支援の充実	児童扶養手当、ひとり親家庭への医療費の助成、福祉資金貸付制度の利用周知など、生活の安定と自立を助ける経済的支援を実施します。	町民生活課 保健福祉課
相談体制の充実	関係機関との連携のもとで相談体制を充実させます。	保健福祉課 教育委員会

## 2. 子育て家庭への経済的負担の軽減

### 【現状】

子育て家庭の経済的状況については、「普通」と回答している世帯が 47%であるのに対し、負担が大きいと感じている世帯は 48%とほぼ同率となっています。子育て家庭の経済的基盤の安定と強化を図っていくことが求められています。

### 【課題】

児童手当や児童扶養手当については、国の制度に基づき、これまでと同様に支給を行っていきます。また、児童・生徒が経済的負担により就学困難とならないよう、必要な費用の援助を行います。

### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
児童手当の支給	国の基準に沿って、児童手当を支給します。	町民生活課
児童扶養手当等の支給	ひとり親家庭の状況に応じて、児童扶養手当の案内をし、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を推進します。	保健福祉課
医療費の助成	子ども医療費、ひとり親家庭医療費、重度障がい者医療費について、引き続き助成を行います。また、小学校から18歳までの子どもの医療費を町単独事業として助成します。	町民生活課
要保護・準要保護児童・生徒の援助	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育にかかる経費の一部（学用品費、給食費など）を援助します。	教育委員会
特別支援教育就学奨励費の支給	「学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者」及び「特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者」に対し、経済状況に応じて、義務教育に係る経費の一部（学用品費、給食費等）を支給します。	教育委員会
奨学金の支給	人物・学業ともに優良な生徒のうち、経済的に高等学校や大学等の進学が困難な生徒に対し、審査のうえ、学資を支給します。また、必要な要件を満たした場合、返還金の一部を免除します。	教育委員会
実費徴収に係る補足給付	保護者の世帯所得等を勘案して、3歳以上児の保護者が支払う副食費を補助します。	教育委員会
住田高校生への通学費補助及び在籍生徒への給食の提供	住田高校へ通学する生徒への通学費（実費分）の2/3を補助します。また、在籍する生徒に給食を無償提供し、心身の健康を促進します。	教育委員会

### 3. 児童虐待防止対策の充実

#### 【現状】

児童虐待については、現時点、本町での大きな事案の報告はありませんが、子育て家庭の孤立、子育てに十分な時間を割くことができない、経済的な問題を抱えているなどの様々な要因によって、虐待はあとを絶たず、近年では全国的に大きな問題となっています。

#### 【課題】

乳幼児健診や相談などは、直接親子に会うことができるため、虐待の芽を早期発見し、事前に予防ができる機会となります。未受診家庭については、育児の孤立が懸念されるため、電話連絡や必要に応じて家庭訪問を行います。また、保育園や学校等の関係機関との連携強化や、相談体制の充実により、児童虐待の予防・早期発見・早期対応に努めます。

#### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
児童虐待に関する啓発・相談活動の推進	児童虐待防止についての意識の啓発や相談活動を充実させ、予防と早期発見に努めます。	保健福祉課 教育委員会
児童虐待の対応	虐待に関する相談を受け、児童相談所や支援センターなど関係機関と連携して子どもの安全を確保します。	保健福祉課 教育委員会
家庭相談の実施	育児不安を持つ保護者のために、家庭相談員を配置し、相談の充実を図ることにより虐待防止に努めます。	保健福祉課
家庭訪問の実施	育児不安を持つ保護者家庭へ直接出向き、子どもの様子を確認する、保護者と相談するなど、直接的なサポートを行います。	保健福祉課
事前予防の推進	各種健診や、保育園で子どもの状態を細かく見守り、児童虐待の防止に努めます。	保健福祉課

#### 4. 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実

##### 【現状】

発達に心配のある子どもや障がいのある子どもは、それぞれの状態に合わせた支援が必要であると同時に、それぞれの家庭に向けた支援も不可欠となります。病気や発育・発達に関して悩んでいる家庭や、その事実を受け入れることに苦慮する家庭など、状況に応じて、個別の支援の充実が求められます。

##### 【課題】

発達に心配のある子どもへは、育児相談や乳幼児教室を中心に支援を行い、障がいのある子どもに対しては就学前からそれぞれの障がいの状況に応じた指導と支援を行います。

また、保育施設における障がい児の受け入れ事業の内容を見直し、保育体制を整えていきます。

##### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
早期療育体制の充実	各種乳幼児健診や相談等で、発達の心配や支援が必要な子どもに対し、療育体制の充実を図ります。	保健福祉課
乳幼児発達活動支援	子どもの発育・発達を助けるとともに、育児不安等の軽減を図るため、専門機関による個別相談事業を行います。	保健福祉課
親の会等の活動支援	疾病や障がいのある子を持つ家族が、相互学習等を通じて、育児上の悩みを相談し合い、問題解決していけるよう親の会等の活動を支援します。	保健福祉課
障がい児保育事業（再掲）	集団生活が可能な月齢に到達した障がいのある子どもの受入れを推進します。	教育委員会
学校における特別支援教育の充実	特別支援教室において、障がいのある児童・生徒それぞれにあった学習指導や支援を行います。	教育委員会
特別支援教育就学奨励費の支給	「学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者」及び「特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者」に対し、経済状況に応じて、義務教育に係る経費の一部（学用品費、給食費等）を支給します。	教育委員会

## 基本目標4 子どもの心身への健やかな成長のための教育環境の整備

### 1. 保育園から小学校、小学校から中学校への連携強化によるなめらかな教育への移行

#### 【現状】

本町では、3歳以上児（年少児）からを全員入所とし、幼稚園と同様の就学前教育を実施しています。幼稚園教育要領と保育所保育指針に本町の特色を加味した「すみた幼児教育（保育）プラン」を策定し、本町独自の幼保一元化を実施してきました。

また、子育て家庭からも、小学校からの学習活動がなめらかになるような指導を望む声が多く出ており、引き続き、保育園・小学校・中学校・行政・地域が連携してスムーズな教育への移行を進め、子どもたちが学び・育つ環境の整備を率先して進めていく必要があります。

#### 【課題】

学校教育は、次代を担う子どもたちが生涯を通じて生きる力を身に着ける基礎的役割を担っています。すべての子どもが安心して楽しく学ぶことのできる環境を作り、保育園時代から、新しい学びの環境にスムーズになじめるよう、関係各所と連携し、それぞれの発達段階を踏まえた切れ目ない教育を目指します。

#### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
3、4、5歳児全員入所による就学前教育の充実（再掲）	幼児期の発達の特性に応じ、学校教育のはじまりとして必要な力の育成に努めます。	教育委員会
保育園と小学校の交流の推進	様々な行事における交流や、一日体験入学などにより、保育園児と小学生が交流する機会を作ります。	教育委員会
保・小・中の指導者の交流の場の提供	保育園、小学校、中学校の指導者が集まり、様々な情報交換ができる場を提供します。	教育委員会

## 2. 生きる力を育てる教育環境の整備

### 【現状】

学校教育は、次代を担う子どもたちが生涯を通じて生きる力の基礎となるものであり、健康的な心身の発達にも欠かすことはできません。

町内の小中学校の児童生徒数は年々減少傾向にあります。社会のグローバル化や、高度情報化、温暖化や大災害といった環境問題、多様なライフスタイルや価値観など、社会状況は大きく変化しており、本町の子どもたちも、漏れなく、この社会で生き抜く力が不可欠となっていきます。

### 【課題】

すべての教育活動を通じて、「教育環境のさらなる充実」「生きる力の育成」を基本とし、各学校と協力をしながら、「子どもたちの育つ力」「家庭・学校・地域の育む力」「行政の支える力」を基本とし、次代の担い手である子どもたちが個性豊かに自由に生きる力を身につけられるように、確かな学力や豊かな心の育成と健康な体を育む環境の整備を図ります。

### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
個々の学力に応じた多様な指導方法の充実	小規模校ならではの、少人数指導や学習支援員などを配置し、きめ細やかな学習指導・学校生活支援を行います。	教育委員会
外国語指導助手(ALT)の活用	外国語指導助手(ALT)を町内保育園、小中学校に派遣し、国際理解活動や外国語教育の充実を図ります。	教育委員会
芸術鑑賞会の実施(再掲)	様々な分野の芸術に触れる機会を設け、感受性豊かな心の形成を図ります。	教育委員会
地域創造学による郷土愛の育成	地域創造学による学習を通じ、ふるさと住田を愛する気持ちを育てるとともに、自ら学び伝える力を身に付け、地域について学ぶ教育を進めます。	教育委員会
地域における児童・生徒活動の促進	ボランティア活動や農業体験、各地域の郷土芸能など、地域教育力による支援を推進します。	教育委員会
キャリア教育の推進	児童生徒一人ひとりが社会的・職業的自立に向けて自己の将来の生き方や進路を主体的に選択できる能力・意識の育成に努めます。また、児童生徒が発達段階に応じた勤労観・職業観を身に付け、社会に貢献できる力を育てます。	教育委員会
情報教育の推進	学校ICTの活用を促進し、児童生徒がコンピューターや情報通信ネットワークを効果的に活用して、情報を収集、整理、発信する力を育てます。併せて、SNSによるトラブルや、ネット依存など情報化社会の進展に伴う課題に対応するため、情報モラル教育の充実にも努めます。	教育委員会

コミュニティ・スクール運営の促進	学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えます。	教育委員会
読書指導の推進	学校図書の実用を図り、教育活動内に読書の時間を取り入れるなど、読む力、想像する力の育成を図ります。	教育委員会
森林環境学習の導入	豊富な森林や水源、種山ヶ原を舞台とした四季折々の学習を導入し、直接自然に触れ合う機会を作ります。	教育委員会
中学校及び高等学校の英語検定の助成	中学生及び住田高校生の英語検定における費用を助成します。	教育委員会
海外派遣事業費の助成	中学生の海外派遣事業にかかる負担の一部を助成します。	教育委員会

### 3. 次代の親の育成

#### 【現状】

徐々に子どもの数が減っていき、きょうだいの少ない子どもや、近所に乳幼児や自分よりも年齢の低い子どもがいないなど、小さい子どもと接する機会が減少しています。

そのため、他者との交流する機会や乳幼児と接する機会の提供など、地域でのふれあい・交流の場を整備・提供する必要があると考えます。

#### 【課題】

乳幼児や小さな子どもとのふれあいを通して、他人を慈しむ心や、命の大切さ、子どもを産み、育てることの意義、両親への感謝、愛情を学ぶ機会を設けます。それにより、新たな親になる世代の子どもたちに、必要な子育てや子どもに対する意識の醸成を図ります。

#### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
思春期保健講演会の開催	児童・生徒が思春期の心身の発達課題に適切に対応し、生命の尊さの理解を深める機会を提供します。	保健福祉課
乳幼児ふれあい体験事業	中学生を対象に、乳幼児にふれあい機会を設け、命の尊さを学び、母性・父性の育成を図ります。	保健福祉課
職場体験の実施	中学校期、高等学校期における様々な職場での体験活動の推進と、「将来」や「仕事」に対する意識啓発を図ります。	教育委員会
男女共同参画意識の啓発	男女の平等意識や男女共同参画意識啓発のため、計画を策定し、広報活動を推進します。	教育委員会



## 1. 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

### 【現状】

子ども・子育てに関するアンケート結果によると、「公園や広場など子どもの遊び場が少ない」「雨の日の遊べる場がない」という意見が多数寄せられており、子育て環境や支援への満足度の低下につながっています。本町は、自然を身近に楽しむことのできる環境に恵まれており、公園・緑地も整備はされていますが、屋内での遊び場の提供は現時点では十分にできていない状況にあります。

しかしながら、住みやすさの点では70%近い世帯が「住みやすい・まあ住みやすい」と回答しており、より地域性を生かした特色ある魅力的なまちづくりにつなげることが求められています。

### 【課題】

子どもの身近な遊び場である公園や緑地を、子どもたちにとって安心して遊ぶことができる場所として改善・整備を進めていきます。

また、雨などの悪天候でも、自由に遊び楽しめる場の提供を検討していきます。

### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
良好な住環境づくりの推進	子育て世代が本町に定住して、安心して生活や子育てができるよう、安全で快適な住環境づくりを推進します。	企画財政課 建設課
安全で安心な公園・緑地の整備	子どもの身近な遊び場である公園や緑地を子どもたちにとって楽しく安全で、安心して遊ばせることができる場所として整備します。	教育委員会
公民館を利用した遊び場の提供（再掲）	町内にある公民館を利活用した屋内の遊び場スペースを提供します。	教育委員会
園庭の開放（再掲）	在宅児童や親等に園庭を開放し、遊び場や交流の機会を提供します。	教育委員会
安全な道路環境の整備	子ども連れでも安心して通行できるよう、道路の整備を進めます。また、未就学児が日常的に集団で移動する経路について、関係各所と連携の上安全確保に努めます。	建設課 町民生活課 教育委員会
防犯灯の整備	防犯灯の適正な設置や維持管理により、地域の安全を図ります。	町民生活課

## 2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

### 【現状】

近年は、危険運転による交通事故の増加や、SNSの普及による犯罪など、子どもを狙った犯罪は後を絶ちません。そのなかで、安心・安全に地域で過ごせる環境を整備することが重要です。

また、希薄になりつつ近所付き合いですが、地域ぐるみの子どもの見守りが非常に重要であると考えます。

### 【課題】

子どもが危険に遭遇したり、不安を感じる事のない安全なまちづくりを進め、警察等の関係機関との連携を強化するとともに、地域ぐるみの交通安全対策、防犯体制及び防災対策の充実に努めます。

また、青少年に悪影響を及ぼす環境の浄化活動や非行防止活動を、地域をあげて推進します。

### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
交通安全施設の整備	通学路等、定期的な点検を行い、子どもたちが安全に通行できるよう、交通安全施設の整備に努めます。	町民生活課 教育委員会
交通安全、防災、防犯指導の充実	警察等と連携し、交通安全教室等を通じて、園児・児童・生徒に対する交通安全指導の充実を図ります。	教育委員会
チャイルドシート・幼児同乗用自転車の幼児用座席のシートベルト着用等の啓発	チャイルド（ベビー）シートや子どもの自転車乗用時のヘルメット、幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルト着用の必要性などの情報提供を行うとともに、交通安全運動等にあわせて子どもの安全を徹底するよう関係各所と連携し啓発します。	町民生活課 教育委員会
学校警察連絡協議会、生徒指導推進協議会における活動の推進	学校の長期休暇に合わせた広報の発出、夏祭りなどのイベントにおける夜間見回りなどを行い、児童・生徒の安全に努めます。	教育委員会
SNSでのリアルタイムの情報提供	マチコミを利用し、子どもたちが、安心・安全に登下校したり、友達同士で遊んだりできる環境を整備します。	教育委員会

## 基本目標6 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 1. 仕事と子育ての両立のための基盤整備

#### 【現状】

家庭は子育ての基本単位であり、成長のため重要な責任を担う場ですが、児童の病気やケガの際は母親が休む割合が高いなど、子育ての負担が女性に偏る傾向があります。また、今回のニーズ調査からも、母親の就労率は高く、子育て支援環境や就労環境の整備が求められます。

#### 【課題】

子育て家庭における様々なニーズを理解し、仕事と子育て、家庭のみならず、事業者・行政・地域全体で理解を深め、一丸となって「子育て」を支えていく体制を整えます。

男女が平等に働き、多様な価値観やライフスタイルに合わせた柔軟な選択ができる環境が整備されるよう、ワーク・ライフ・バランスの啓発を進めていきます。

#### 【具体的事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
乳児保育事業（再掲）	町内の両保育園で0歳児保育を開始しています。また、世田米保育園では6ヶ月からの受入を実施しております。今後の0歳児保育の適切な実施については、利用者の意向や課題等を踏まえながら、検討していきます。	教育委員会
障がい児保育事業（再掲）	集団生活が可能で月齢に到達した障がいのある子どもの受入れを推進します。	教育委員会
延長保育事業（再掲）	保育園の通常開所時間外の保育ニーズへ対応し、利用者の利便性向上を図ります。	教育委員会
病児・病後児保育事業（再掲）	現在、町内では実施しておりません。利用者のニーズを確認しながら、実施について調査・検討していきます。	教育委員会
放課後子ども教室（再掲）	有住地区の子どもを対象に、放課後の居場所づくりとして、適切な遊びや学習の場を提供します。	教育委員会
学童クラブへの支援（再掲）	世田米学童クラブの運営支援をおこないます。指導員の資質向上と地位確立のため、研修等への積極的な参加を促していきます。	教育委員会
育児休業制度等普及啓発事業	事業所における育児休業制度の一層の普及を促進するため、制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を実施します。	保健福祉課
育児支援等各種情報提供事業	育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供に努めます。	保健福祉課

## 第5章

# 支援事業計画における量の見込み及び確保対策

---

## 第5章 支援事業計画における量の見込み及び確保方策

### 1 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

#### 認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定子ども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣政令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育園 認定子ども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣政令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育園 認定子ども園 小規模保育等

#### 認定基準

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

## 2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく、国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本町の現状としては、小中学校区域である世田米地区、有住地区ごとに設定する方法が、地域の実情を反映したものとするため、第1期子ども・子育て支援事業計画に引き続き、第2期子ども・子育て支援事業計画においても、世田米地区及び有住地区の2地区を、本町の「教育・保育提供区域」として設定します。

## 3 子ども・子育て支援給付の量の見込みと提供体制の確保

### (1) 1号認定（3歳から5歳 保育の必要なし）

現在は、幼稚園が廃止され、1号認定はおりません。

	現 状	量の見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
②-①（定員）		0	0	0	0	0

### (2) 2号認定（3歳から5歳 保育の必要あり）

本町では、2号認定児童（3歳児から5歳児）を全員入所としており、保護者の就労等の有無にかかわらず受入れを行い、教育と保育の両方の機能を提供する方向としています。

現在は、町内に在住する3歳以上児については、100%の入所率となっています。

	現 状	量の見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み		64	62	63	63	63
②確保の内容		65	65	65	65	65
②-①（定員）		1	3	2	2	2

#### 【今後の方向性】

現行の体制で量の見込みについては確保できているため、今後も体制が維持されるように支援に努めます。

### (3) 3号認定（保育ニーズ：0歳から2歳）

地域型保育は、少人数の単位で0歳から2歳の子どもを預かる事業で、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの類型があります。

本町の保育園は地域型保育であり、現在、町内2か所の保育園のうち、世田米保育園においては、6か月からの乳児の受け入れを、有住保育園においては、8か月からの乳幼児の受け入れを行っています。

(人)

	現 状	年 齢	量の見込み				
	平成 30 年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	50	0 歳	12	15	15	15	15
		1 歳 2 歳	38	40	38	38	38
		計	50	55	53	53	53
②確保の内容		0 歳	12	15	15	15	15
		1 歳 2 歳	42	42	42	42	42
		計	54	57	57	57	57
②-①（定員）		0 歳	0	0	0	0	0
		1 歳 2 歳	4	2	4	4	4
		計	4	2	4	4	4

#### 【今後の方向性】

共働きや女性の就労率の増加により、出産後早いうちからの乳幼児（未満児）の保育園利用のニーズは高まっています。現時点では、待機児童はおりませんが、今後も保育ニーズに注視しながら、両保育園と連携し対応していきます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者、妊娠している人に対して、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在は、本町（教育委員会、保健福祉課）窓口において、保育園の利用支援及び、各種子育て支援事業の説明を職員が行っています。

(か所)

	現 状	量の見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
②-①（定員）		—	—	—	—	—

#### 【今後の方向性】

子育て世代のニーズを確認しながら、引き続き教育委員会及び保健福祉課窓口にて支援体制を整えていきます。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在は、子育て支援拠点としての専属的な設置はありませんが、保健福祉課において行う健診・相談のほか、教育委員会主催の乳幼児教室などの支援を行っています。

(延べ人数/か所)

	現 状	量の見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	57	55	55	55	55	55
②確保の内容		1	1	1	1	1
②-①（定員）		—	—	—	—	—

#### 【今後の方向性】

現在行われている事業は、常時開催されているものではないため、今後は地域における子育て支援拠点として子育てサロンなどの充実を図り、相談等への多様なニーズに対応します。



### (3) 乳幼児家庭全戸訪問事業

町内の住民登録者に関わらず、里帰り出産もふくめ、生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現在は、町の保健師が自宅を訪問し、発育の確認や、子育ての相談等を実施しています。

(人)

	現 状	量の見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	38	35	35	33	32	32
②確保の内容		35	35	33	32	32
②-①(定員)		—	—	—	—	—

#### 【今後の方向性】

事業実施については、今までどおり町保健師による訪問を行い、育児不安や、不適切な養育等の問題が発見された場合は、継続した支援につながるよう、関係機関と連携を図っていきます。

### (4) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現在は、乳幼児家庭全戸訪問事業と併せて、町保健師により訪問を行っています。また、要保護児童の適切な保護や支援を行うために、子どもに関連する機関等で構成される要保護児童対策地域協議会を開催しています。

(人)

	現 状	量の見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	18	15	15	15	15	15
②確保の内容		15	15	15	15	15
②-①(定員)		0	0	0	0	0

#### 【今後の方向性】

乳幼児家庭全戸訪問事業により、不適切な養育等の問題が発見された家庭において、保健師が家庭訪問を行います。また、要保護児童対策地域協議会の関係機関等と、連携し家庭環境等の把握に努め、児童虐待の未然防止につなげるなど、引き続き支援を行います。

### (5) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育をうけることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を行う事業です。

本町においては、現在のところ、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の利用者はおりません。

(人)

	現 状	量の見込み				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
②-①（定員）		0	0	0	0	0

#### 【今後の方向性】

アンケート調査による利用希望はなく、現在も利用実績はありません。今後も、状況を見ながら、広域での利用により調整を行います。

### (6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児に関する相互支援を行う会員組織活動を推進する事業です。

(人)

	現 状	量の見込み				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
②-①（定員）		0	0	0	0	0

#### 【今後の方向性】

本事業については、現在のところ利用希望はありません。今後も実施の予定はありませんが、状況を見ながら、事業の必要がある場合には適切に対応します。

### (7) 一時預かり事業（一時保育事業）

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において保育園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現在は、町内の2ヶ所の保育園において、通所の保育時間の預かり保育を行っています。対象児童は、本町に住所を有する児童で、保育園の受入人数に応じて対応しています。

(人)

	現 状	量の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	79	84	82	87	84	84
②確保の内容		84	82	87	84	84
②-①（定員）		0	0	0	0	0

#### 【今後の方向性】

町内の2ヶ所の保育園で引き続き対応していきます。また、保育園の入所状況などにより受け入れていないなどのないよう、保育士の確保に努めます。

### (8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育を実施する事業です。

町内2ヶ所の保育園において対応しています。

(人)

	現 状	量の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
②-①（定員）		0	0	0	0	0

#### 【今後の方向性】

現在のところ、延長保育の利用はありませんが、就労状況が多様化するなか、延長保育のニーズに対応できるよう受入体制を整えていきます。

### (9) 病児・病後児保育事業

保育園通所中の児童が病気の際に、集団保育の困難な期間、その児童を保育園、病院等に付設された専用スペースなどで一時的に預かるサービスです。

(延べ人数)

	現 状	量の見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	0	0	72	69	68	68
②確保の内容		0	74	74	74	74
②-①(定員)		0	2	5	6	6

#### 【今後の方向性】

現在、本町には病児・病後児に対応した施設がないため、利用実態はありません。しかしながら、ニーズ調査において、就学前児童世帯においては71%、小学生児童をもつ世帯においても38%の世帯が病児・病後児保育を利用したいと回答しており、対応が必要と考えます。

広域による利用、病後児ルームの設置など幅広い視野で、支援体制をえていきます。

### (10) 妊婦健診事業

妊娠期間中に合計14回まで、健康診査受診票を利用して医療機関で健診を受けることができます。

受診票は母子健康手帳交付時に渡しています。

里帰り等により、県外の産婦人科において健診を受ける場合は、別途手続きが必要です。

	現 状	量の見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	254	266	280	280	280	280
②確保の内容		266	280	280	280	280
②-①(定員)		0	0	0	0	0

#### 【今後の方向性】

引き続き、妊婦健康診査費用補助券の助成を行っていきます。事業の実施については事業委託で行っており、今後も同様の体制で実施していきます。また、母子健康手帳の交付や妊産婦訪問指導により、妊娠・出産への十分な準備に備えることができるよう支援を行います。

### (11) 放課後健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に、学校の空き教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### ◆世田米学童クラブ（世田米地区）

	現 状	量の見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	42	55	59	55	56	54
②確保の内容		55	59	55	56	54
②-①（定員）		0	0	0	0	0

#### ◆放課後子ども教室（有住地区）

	現 状	量の見込み				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	50	57	56	57	57	56
②確保の内容		57	56	57	57	56
②-①（定員）		0	0	0	0	0

#### 【今後の方向性】

現在では、世田米地区において生活改善センター及びふれあい館において世田米学童クラブを開催。有住地区においては、上有住地区公民館及び下有住児童館において放課後子ども教室を開催しています。

また、長期休暇時の児童利用ニーズも高いことから、学童クラブと放課後子ども教室の両分野において拡充を目指します。

#### （参考）町内小学校児童生徒の公的居場所

		放課後子ども教室	学童クラブ	公民館図書室
世田米地区			学童クラブ～18：30 (土 7：30～18：30)	中央公民館図書室～18：30 (土日 9：00～16：00)
有住地区	下有住	下有住子ども教室 放課後～18：30 (夏冬休み 13：30～17：30)		下有住地区公民館図書室 (平日のみ)
	上有住	上有住子ども教室 放課後～18：30 (夏冬休み 13：30～17：30)		上有住地区公民館図書室 (中央公民館同)

### **(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費（副食材料費）の取り扱いが変更され、本事業の対象者が見直されました。本町においては、すでに3歳児以上の保育料の無償化に取り組んでおり、併せて副食費も無償としていることから、今後も給食費（副食材料費）を無償としていきます。

### **(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

## 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

子どもの貧困対策や、児童虐待防止、障がい児など、支援が必要な子どもや家庭に対して、福祉、保健医療、教育、警察等の専門機関と連携しながら、支援を進めます。

### 具体的な施策・事業

基本目標3 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

施策の基本的方向1 子どもの貧困への対策 (41ページ)

施策の基本的方向3 児童虐待防止対策の充実 (43ページ)

施策の基本的方向4 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実  
(44ページ)

## 6 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、企業、団体等と連携しながら、ワーク・ライフ・バランス施策を推進します。

### 具体的な施策・事業

基本目標6 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の基本的方向1 仕事と子育ての両立のための基盤整備 (50ページ)

## 7 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

保育士の確保と質の向上に向けた研修の充実、保育園と小学校との交流支援、教育と保育の一体的提供及びその推進に向け、従来の取り組みを拡充しながら、整備を図っていきます。

### 具体的な施策・事業

基本目標1 子どもの健やかな育ちをみんなで支えるまちづくり

施策の基本的方向2 保育サービスの充実（35ページ）

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

施策の基本的方向1 保育園から小学校、小学校から中学校への連携強化によるなめらかな教育への移行（45ページ）

施策の基本的方向2 生きる力を育てる教育環境の整備（46ページ）

## 8 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、教育・保育施設の確保を図ります。

### 具体的な施策・事業

基本目標1 子どもの健やかな育ちをみんなで支えるまちづくり

施策の基本的方向2 保育サービスの充実（35ページ）





# 第6章

## 計画の推進体制

---

## 第6章 計画の推進体制

### 1 子ども・子育て会議

「住田町子ども・子育て会議条例」により設置される機関であり、子ども・子育て支援法に基づき、地域型保育事業の利用定員を定めるときや、子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更するときに意見を聴くほか、町の子ども子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関し、調査審議を行います。

住田町においても、令和2年度の設置に向け、条例の策定と会議の設置を行います。

### 2 関係機関との連携

子ども・子育て支援を総合的に行っていくためには、地域や関係機関、保育園など、子ども・子育てに関わる全ての人や機関の連携が重要です。

そのため、子ども・子育てに関わるさまざまな人や組織等の連携を促進するとともに、庁内におけるさまざまな所管課との連携も強化していきます。

### 3 進捗管理

本計画を実行性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「住田町子ども・子育て会議」や事業の所管課にて進捗状況を確認・評価します。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じて改善を図るため、施策の見直しを行います。



# 資料編

# 1 住田町子ども・子育て会議設置条例

○住田町子ども・子育て会議設置条例

令和 年 月 日  
条例第 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1校の規定に基づき、町長の附属機関として、住田町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について、調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) こども・子育て支援に関し学識経験のあるもの
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に自己があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、住田町教育委員会において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 住田町子ども・子育て会議委員名簿（案）

### ◆委員

分野	団体名	役職	氏名	備考
学識経験者	住田町教育委員	教育長		会長
支援団体	住田町児童民生委員	委員代表		
支援団体	住田町社会福祉協議会	協議会代表		
支援団体	住田町小中学校校長会	学校長		
支援団体	世田米学童クラブ	指導員		
保護者	P T A連合会	連合会代表		
保護者	世田米保育園保護者会	保護者会長		
保護者	有住保育園保護者会	保護者会長		
事業従事者	世田米保育園	園長		
事業従事者	有住保育園	園長		
企業・雇用主	住田町商工会	代表		
企業・雇用主		代表		
企業・雇用主		代表		

### ◆事務局

団体名	役職	氏名	備考
住田町教育委員会	教育次長		
	教育次長補佐		
	学校教育係		
	生涯学習係		